

環境社会配慮ガイドライン
運用面の見直しワーキンググループ
②不可分一体、派生的・二次的影響、
累積的影響の解釈と要件

日時 2026年8月31日（月）14:01～17:02

場所 JICA本部2階202会議室及びオンライン

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 元助教
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 元プロジェクト担当部長
重田 康博	宇都宮大学 国際学部／国際協力 NGO センター 元教授／政策アドバイザー
柴田 裕希	立教大学 環境学部 准教授
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター研究本部 元研究主幹
鈴木 克徳	金沢大学 環境保全センター 元教授・センター長
二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部 元教授
長谷川 弘	広島修道大学 名誉教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 客員教授

JICA

西井 洋介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
池上 宇啓	審査部 環境社会配慮監理課 課長
安元 彩佳	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

オブザーバー

東 智美	埼玉大学 教養学部・大学院 人文社会科学研究 准教授
------	----------------------------

○西井 こんにちは、JICA審査部の西井でございます。

冒頭、音声確認取らせていただきたいと思いますんですが、当方の声、聞こえておりますでしょうか。

○林委員長 はい、聞こえます。

○西井 はい、ありがとうございます。林委員長、ありがとうございます。

それでは、本日ワーキンググループお集まりいただきましてありがとうございます。開催進めたいと思います。

本日は、ガイドライン運用見直しのワーキンググループ第2回ということで、テーマが不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響の解釈と要件についてということで、進めさせていただきたいと思います。改めまして、事前の質問ですとか本日のご出席、誠にありがとうございます。

本日の出席委員の方々でございますが、総勢11名のご出席をいただいております。

石田委員、小椋委員、重田委員、柴田委員、鋤柄委員、鈴木克徳委員、二宮委員、長谷川委員、林委員長、原嶋委員、山岡委員でございます。

本日、皆様オンラインでのご出席となっておりますので、会議室からのご出席はございません。

ちなみに、東委員からご要望ありまして、傍聴ということで参加いただいております。11名の委員の皆様と、1名傍聴ということでございます。

会議を始めるに当たりまして、いつもの注意事項は、画面に共有させていただいているとおりでございます。皆さん、よくよくご存知かと思しますので、本日、時間の関係で割愛させていただければと思います。

前回と同じですが、通常のワーキンググループとちょっと違いまして、このガイドライン運用見直しのワーキンググループは逐語録を作成しております。ですので、発言が重複しないように、できるだけご協力いただければと思います。

主査の指名をお待ちいただいて、発言をいただきますようお願いいたします。発言終わりましたら終わりましたと、以上ですと言っていただけると、議事進行がスムーズかと思います。

あと、会議のあとに議事録の確認等々、またお願いさせていただくことがあろうかと思います。ご協力いただければ幸いです。

以上が通常の前段の説明でございますが、前回と同じようにワーキンググループの位置づけと成果品について少し冒頭ご説明させていただければと思います。ほぼ全員の方が前回もご出席なので、若干説明繰り返しになってしまい恐縮なのですが、一部初めての方もいらっしゃいますので、改めてご説明させていただければと思います。

ワーキンググループの位置づけと成果品について、今一度整理をさせていただきたいと思います。この件、事前のご説明、全体会合でできなかったところもありますので、改めて9月の全体会合ご説明をする機会を設ければと思っております。

今回のワーキンググループの位置づけでございますが、ガイドラインの運用見直しをするための政策的、制度的検討のワーキンググループでございますので、通常やっております既存ガイドラインの個別案件の適用について助言するワーキンググループと、その趣旨がちょっと異なってまいります。

運用面の見直しは、基本的にはJICA自身が行っているものでございまして、JICA主体となって案

を作って、方針を決定して、内部決裁、公表、適用していくというところですので、責任と最終判断はJICAのほうにあるという建て付けになってございます。

ただ、JICAとしては、皆様のご専門と経験に基づくインプットをいただきたいということで、助言委員会の皆様に対して、インプット、ご意見、助言の提供お願いしているという建て付けになってございます。

ですので、成果品の取りまとめがいつものワーキンググループと異なってくるというところがございます。今回配布資料にも入れさせていただいております運用面の見直し結果案というドキュメントがございますが、基本的にはこの形式で、最終的な本日の議論の結果を取りまとめて公表していきたいと考えております。

運用面の見直しの結果に関しましては、3つの構成要素からなっておりまして、FAQの改定案、JICAの運用方針、あと主要な提言の3つの構成になってございます。

FAQの改定案は、FAQの文言自体を修正する場合、追記する場合に直接修正が必要な事項に関してということで記載するんですが、今回、第2回目のワーキンググループ、第1回目に引き続きまして、FAQの文言、提案、修正自体は今のところ想定してないというところがございます。

JICAの運用方針に関しましては、FAQの直接修正までは必要ないものの、事業実施に当たって、運用方針ですとか運用上の解釈を整理しまして、方針として公開し、今後運用上の方針として、JICAとしてそれをフォローしていくというものでございまして、一番の成果品ということになります。今回の会議でも、それをいくつか提案させていただいております。

主要な提言は、議論の中身でございます。上記に盛り込めなかったもの、FAQですとか運用方針に盛り込めなかったものの、ワーキンググループで出された将来的課題ですとか、運用上の留意点、今後の検討事項を見直し結果の一部として整理して確定後公表するというところがございます。JICAとして今後運用するうえで留意すべき事項ということで、皆様のコメントを議論の結果としてまとめていくという中身になります。

これをまとめた一枚紙が、最終成果品ということでございます。

前回の全体会合の中で、助言をまとめていただくというようなことを説明したのですが、若干助言という言葉が誤解を招くおそれがありまして、訂正をさせていただきたいと考えております。

ある意味、皆様にいただいている助言というものは、事前質問ですし、今日の議論の中でもいろいろコメントをいただくことになりますので、それはこのペーパーの運用方針ですとか、主要な提言ですとか、場合によってはFAQになるかもしれませんが、そちらに基本反映されるということがございますので、本日の議論も含めて、いただいた内容は、この一枚紙に全て反映、落とし込むということを想定しておりますし、できるだけ我々もそこに落とし込めるように調整をしてみたいと思っております。

ですので、改めて別途助言を作っていただくということは、基本的に想定しなくても大丈夫というふうに考えております。ただ、これ、本当にやってみないとわからないところではございますが、議論に収まらない点、例えば議論を尽くしても、JICAとワーキンググループの方針が相容れない場合は、例えば争点というような感じになってくると思うんですが、それはそれでまとめる方法というのは、一応ラストリゾートとしては置いておくべきかなというふうに考えております。

イメージとしては、この運用方針の結果ペーパーというのは、見ていただくとわかるとおり、JICA

クレジットのペーパーになってございます。冒頭申し上げたとおり、JICAがまとめて方針を策定するものでございますが、これと別に助言委員会クレジットで、別の反論ペーパーのようなものを出していただくようなイメージでございます。

ですので、議論が相当紛糾しないと、これはないんだろうなというふうには思っているのですが、基本的に今日いただいた助言ですとか、インプットというものは、成果品にまとめていって、なんとかそれで落としどころとしてまとめたいというところでございます。別途争点を起こしていただくということは、基本想定していないということを冒頭申し上げられればと思います。

冒頭の整理が長くなってしまっていて恐縮ですが、前回、第1回目のワーキンググループに続きまして、今日も第2回目ということで、同じように進めていただけると大変幸いです。

主査に関しましては、通常であれば主査選定ですが、既に全体会合で指名をいただいております。本日に関しましては、林委員長に主査をお願いするということで整理させていただいております。

つきましては、早速ではございますが、林主査のほうにマイクをお渡しできればと思います。林委員長、お願いしてもよろしいでしょうか。

○林委員長 はい、林です。聞こえてますでしょうか。

○西井 はい、音声聞こえております。

○林委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、運用面の見直し第2回ワーキングを開催したいと思います。

先ほどご説明いただきましたように、今日は不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響ということでございますが、まずはJICA側からこの資料について説明いただくということですよ、確か。

○西井 はい。

○林委員長 じゃあJICAのほうで、説明をお願いできればお願いします。

○西井 はい、林主査、ありがとうございます。

それでは、既に資料をお読みいただいているかと思しますので、事前質問を踏まえた修正点をメインに、担当の安元からご説明をさせていただければと思います。

安元さん、お願いできますでしょうか。

○安元 はい、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

現在投影をしておりますスライド、全部で36ページになります。で、先週、皆様に修正箇所を赤字で示した形でお送りしております。

今日はその点について、ご説明を加えたいというふうに思っております。

まず、1ページ目から始めますが、特に修正があった箇所としましては、10ページ目です。現在投影しておりますけれども、こちらの10ページ目において、赤字で追記、文言の修正を行っております。二宮委員からのご指摘に基づく修正となります。

続きまして、同じく16ページ、こちら二宮委員からのご指摘に基づく文言の修正となります。

続きまして、24ページにつきましては、JICA側のほうから修正を加えさせていただきました。少し日本語がおかしかったというところで、ちょっと文言の位置を調整したり、あとは合理的な範囲で広域な影響範囲を設定するということにつきまして、合理的な範囲で影響範囲を設定するというふうな形で、修正を加えております。

続きまして32ページになりますが、こちらの修正につきましては、長谷川委員からのご指摘に基づいて、段階的な、追加的なという文言がありました。こちら特段のJICA側でのこだわりというものはなかったもので、ご指摘踏まえて、追加的というような形で用語を統一させていただきました。

最後36ページになりますが、累積的な影響の考え方につきまして、柴田委員から個別には軽微な影響であっても積み重なるということが、累積的な影響、必要なポイントだと考えるというふうなご指摘いただきましたので、このあたり文言を明確化しております。

また、最後の箇所においては、石田委員からありました資料の正式名称を書くべしというところで、こちら正式名称をご紹介しますような形になっております。

簡単ではございますが、皆様にお送りした資料につきまして、その後JICAのほうで修正加えたものについて、ご説明差し上げました。

一旦、以上となります。

○林委員長 引き続き、またJICAのほうから運用見直しのペーパーについて説明をされるんですね。

○西井 ありがとうございます。審査部の西井でございます。

一応修正点をざっとご説明したところで、当方として一応説明は終了と思っています。

運用面のペーパーも基本的に皆様お目通しいただいているかなと思いましたが、改めてご説明するまでもないかと思ったんですが、一応ちょっと構成だけ念のために申し上げますと、ペーパーの1ポツはFAQと運用方針をまとめたものでございます。これ、基本的にスライドから持ってきてる文言を、コピペと言いますか、同じものが記載されているというものでございます。

2ポツは、注釈にも書かせていただいているんですが、主要な提言のところの項目になるんですけれど、現時点では皆様からいただいた事前質問を、ある程度こちらで恣意的ではございますが、まとめさせていただいたものを記載させていただいています。

当方としては、これがある意味論点になるかなというご提案ではございますが、別にこれに絶対縛られるというわけではございません。当方としてのご提案ということでございます。

JICAのほうからの説明、以上になります。ありがとうございます。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、議論に移りたいんですけども、その前に一つ確認事項として、もう一つ回答表っていうのがあるんですけども、通常の助言では、回答表に対してJICAの回答というものを一つずつ議論しているんですけども、今回の助言では、先ほど説明ありましたけども、この運用の見直しという結果のペーパーを中心に議論するということです。前回、第1回のやり方を踏襲したいと思います。

ですので、今回もあいうえお順でよろしければ、あいうえお順で各委員の方々から、今回の修正された資料に基づいて、少しいろいろご意見をいただきつつ、各自何分かですけどもご意見いただきながら、一巡とりあえずさせていただければなと思います。その時、どの部分についての意見かというのを少し明確に言っていただくと助かるかなと思います。

それでは石田委員、あいうえお順で一番最初なんですけども、よろしいでしょうか。

○石田委員 すいません。石田ですけど、前の作業が長引いて、今帰ってきたばかりなので、少し

あとに回していただけると助かるんですが。申しわけないです。

○林委員長 じゃあ、小椋委員、よろしいですか。

○小椋委員 はい、わかりました。

○林委員長 じゃあよろしくお願いします。

○小椋委員 はい、この運用見直しの不可分一体、派生的ということで、事前にJICA事務局から回答いただいている番号で言うと、19から23について、特に私が質問あるいはコメントをさせていただいたのは、派生的・二次的影響の中でも、公共交通機関を開発した時のいわゆる開発利益の帰着で、沿線の土地価格が上昇すると、そうすると住民移転が当該地周辺では難しくなりますという影響についてコメントをさせていただいたのと、もう一つは、いわゆる事業損失について、バイパスなどを通した時に、旧道沿いの商店、店舗に営業面で影響が出たりとか、あるいは水枯渇、何か地下を掘るとどうしても井戸枯れになったりとか、高い建物だとか、高架構造のものを造ると日照障害だとか、電波障害が起きますとか。

そういった、いわゆる事業損失補償については、なかなかこれまで整理しきれていないのかなという運用面について書かせていただいております。

以上です。林主査、お返しします。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

これはコメントをいただいたということでよろしいんですか。特に運用見直しペーパーに対して、追記的に何かご要望があったということではなくて、ということよろしいですか。

○小椋委員 そうですね。

今日の議論を踏まえつつ、事前にいただいております第2回のワーキンググループにおける主要な提言の中に、入れ込むべきなのかどうなのかを考えさせてください。

○林委員長 はい、わかりました。ありがとうございました。

じゃあ続きまして、石田委員、もう少しあとがよろしいですか。

○石田委員 すみません。もう少しあとにしていただけると助かります。ごめんなさい。

○林委員長 はい、じゃあ重田委員、よろしくお願いします。

○重田委員 はい、重田です。聞こえますか、大丈夫ですか。

○林委員長 はい、聞こえます。

○重田委員 私は最初の不可分一体事業のところは、4ページの9ですか。

当初インド国側が予定していた本事業のダブルデッキの構造上の一体性と事業・制度上の分離の乖離のネジレ、ギャップが存在するんじゃないかということで、ここでJICAのほうの回答は、これは特に切り離す等の変更がある。そうした経緯もスコーピング案の内容変更ないという考えで変更なしということで、ご指摘のとおり、円借款を行う事業からのギャップがないと認識しているんですけども、それであれば最初からそういうふうに、インド国側になるんでしょうか、そのようにあとから追加修正するんじゃなくて、最初から一体の事業であるのか、そうじゃないのかっていうのを、インド国側からむしろ、例えばベンガルールのメトロ事業のように説明していただくとわかりやすいんじゃないかなと思いました。ここは9番のところです。

続けて派生的・二次的影響のところですか。ページ数で言うと、気になったのは、23ページの32番。ここで本事業においての新たな道路整備を伴う誘発開発、アクセス増、土地利用の変化の可能

性があつたが、こうした影響についての代替案検討において影響を加味と書いてあります。

例えばカンボジア側の国道1号線のメコン架橋整備事業では、従来からの漁業ビジネスができなくなったってということで、旧来の商店街、宿泊、経済面の商業的リスク、この不可分一体の事業、これ派生的・二次的影響の範囲と見る必要があるんじゃないかっていうことに対して、JICA側の回答は、これは直接的影響であるということで、派生的・二次的影響ではないと回答をいただいています。

私もその直接的影響の場合と派生的・二次的影響の場合で、はっきりした違いがわからなかったということで、ここで書かせていただきました。

一応気になったところは以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

これは運用見直しワーキンググループ結果の資料に何か少しこうということでは特にないということでしょうか。

○重田委員 そうですね。はい、特に。

○林委員長 ありがとうございました。

じゃあ石田委員、今やりますか。

○石田委員 はい、石田です。レディです。よろしくお願いします。すいませんでした。

○林委員長 はい、じゃあ石田委員、お願いします。

○石田委員 はい、ご回答と資料、JICAの皆様、ありがとうございます。

それで気になったのは、Good Practice Handbookは正式名称ありがとうございました。

私、79番で書いたんですけど、4つの概念の位置づけを整理してもらおうと、みんな助かるんじゃないかなと思うんです。そもそも4つの概念に分けたのは、私の理解ではちょっと不可分一体は置いておいて、それ以外の派生・二次・累積っていうのは、これは影響を漏れなく拾うための考え方ではないかなと思うんです。

だからあんまり自主的に下流でダムを1個造ったから魚類が存在できなくなった。これは二次なのか派生なのかとか、累積なのかっていうことを議論してもあんまり意味がないと思うんで、むしろコンサルタントを含めたユーザー、研究者とか、国民の皆様とか、いろんな人が見る時に、こういうところまで影響っていうのは負うんだなっていうことはわかるような表現にされたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それと私、コメントには書かなかったかもしれませんが、不可分一体のところ、これもガイドラインやFAQに書いてあるから仕方がないと思いますけども、Associated Facilities、必要な付帯施設というふうに括弧書きでも書いておかれると誤解を招かなくて済むんじゃないかなという気は、ずっとしています。ちょっとご検討いただければと思うんです。

それからせっかくああいうチェックリストって便利なものが、ホームページ上でも公開されているわけですから、チェックリストにちょっと付加する形で新しい事例を載せていただくのが、みんなにとって有益じゃないかなというふうには思ってます。

主査、以上です。ありがとうございました。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

二つ目の必要な付帯施設っていうのは、結果の中で言うところのどこに相当する話ですか。

○石田委員 ちょっと待ってください。

不可分一体の事業、定義のところでは、定義のどこかに少し括弧して、付帯施設、その事業を行うために必要な施設というような書き方があればいいかなというふうに感じました。

○林委員長 もう一つチェックリストの事例についてというのは、ここでまた言うところの、この結果ペーパーのどこあたりの話ですか。

○石田委員 ペーパーにはチェックリストっていう用語はなかったように思うんですが。

○林委員長 チェックリストってないんですよ。それは加えたいということなのか、それとも、どういう感じなんでしょう。

○石田委員 加えていただけると、みんなにとって、特に使おうと思ってる側にとって有益ではないかと思います。コンサルタントの人たちにとって有益じゃないかと感じるところです。

○林委員長 それは具体的に言うと、どこに加えるという感じのイメージですか。

○石田委員 項目で言えば、2番。

○林委員長 2番というのは、結果のペーパーの主要な提言のところですか。

○石田委員 いや、ごめんなさい。例えば、1番、JICAの運営方針のBの②の一番最後。

○林委員長 Bの②。派生的・二次的影響の話ということですか。

○石田委員 そうか、その下に累積的影響があるんですね。

そうするとそこじゃなくて、項目として不可分一体、派生的・二次的、累積影響としているので、項目として、A、B、C、Dの大文字のDというのを作ってもらった方がいいかなと思うけど、でもそれではちょっと大げさすぎるような気がするので、どこがいいでしょうか。

3番っていう項目を設けるところは、まずちょっと大げさすぎるので。

○林委員長 要は全体に関わる話ということですね。

○石田委員 はい、そうです。

○林委員長 チェックリストプラスJICAの事例を踏まえたものに、要は何かあると役に立つでしょうってそういうことですね。

○石田委員 はい、そういうことです。

○林委員長 はい、わかりました。ありがとうございます。

とりあえず1ラウンド目ということなので。

続きまして、柴田委員ですか。

○柴田委員 はい、ありがとうございます。

ちょっと進め方、まだ今回初めてで慣れてないんですけれども、結果のペーパーというか、ワーキンググループ結果（案）のペーパーといただいた回答表を含めてレスポンスというかコメントということになるかと思うんですけれども、回答表のほうでは、柴田のほうからはNo.17で、不可分一体のところ、少し質問させていただいて、ご回答いただいて。ご回答いただいた内容も、十分理解いたしました。ありがとうございます。

多分このあと、ほかの委員の先生からも議論あるかと思うんですけれども、ちょっとやっぱり不可分一体のところ、まだ私がちょっと理解しきれてないのが、従来からあった定義に加えて、計画面、機能面、構造面という、3つの側面から多面的に評価をするということを、今回運用方針として加わってきているかと思うんですけれども、事前配布資料でいただいたダブルデッキの事例の計画面、機能面、構造面の検討っていうのが、ちょっと当初の定義に照らしての検討と、なんか同じこ

とをちょっと繰り返しているように見えなくもなくて。

ちょっとこの3つの側面で、多面的に検討するところっていうのが、ちょっとちゃんと私、理解できていないところがあるので、ちょっとこの辺、もし同じような意見をお持ちの委員の先生いらっしゃったら、このあとまた議論、一緒にしていただければというふうに思っています。

それから、回答表のNo.45につきましては、こちらは、他機関ですと間接的影響というような言葉が使われているんですけれども、JICAのガイドライン上は、それを含めて派生的・二次的影響というような形で、議論しているということで理解いたしました。

こちらもちっとほかの機関と、一部用語の使い方が違うところもあるのかなというので、確認で質問させていただきましたが、ご回答いただいてクリアになりました。ありがとうございます。

最後に、コメントのNo.で言うと、71、72というのが累積的影響のところになるんですけれども、コメント72については、軽微な影響であっても、積み重なることで著しい影響となるおそれもあるものというようなことで、今回ワーキンググループ結果（案）の運用方針の文言の中に、表現を織り込んでいただいたということで、ありがとうございます。

この個別には軽微であっても積み重なることで著しい影響みたいな表現って、結構累積的影響に関する議論では、なんか定義のところによく用いられる表現であるのかなというふうに思っているの、運用方針でもいいとは思うんですけど、もしかしたらなんかFAQですとか、なんか定義に近いところにこういった表現って入っていてもいいのかなというふうには考えています。

ちょっと前後して恐縮なんですけども、コメント71で、その累積的影響をどこまで考えるかという時に、その影響の対象、環境要素を考える時に科学的な懸念が示されていることというのが、条件になっているのかなというふうに思いまして、世銀やADBでも同じようにscientific concernという表現使われているということで、まさにここはご説明いただいたとおりなんですけれども、一方でこの科学的な懸念、scientific concernっていうのが、どこまでを指すのかというのが、ちょっとなかなか場合によるのかもしれないんですけど、具体化されていないので、例えばリストに掲載されていない種であれば、もう科学的な懸念が確認できないので、今回は対象外としますみたいな形で議論が成立するのか、この科学的な懸念っていうのをどの範囲で取るのかっていうのは、ちょっと今後議論が必要なのかなというふうに考えています。

これもペーパーに特別反映するというのではなくて、ちょっと論点として、今挙げさせていただきました。

柴田からは以上になります。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

1点目は、計画、機能、構造の言葉がなんかもうちょっとほかにもあるんじゃないのかとか、そういうことですか。

○柴田委員 ごめんなさい。もう一度お願いします。

○林委員長 要するに計画、機能、構造等の多面的という表現にちょっとということなので、なんかもうちょっといいアイデアがあるかもしれないという、そういうご提案ですか。

○柴田委員 そうですね。計画、機能、構造っていう考え方も、今回資料で拝見して、なるほどなというふうに思って、拝見したんですけれども、計画、機能、構造の中身として検討されていることが、その当初のFAQに載っている不可分一体の定義と、結果的にももちろん整合してるってことでは

あるんですけども、同じ議論になっているように見えて、改めて3つの側面を取り上げて、別の議論ができているかっていうのが、ちょっと私にはよくわからなかったところがあります。

○林委員長 はい、わかりました。ありがとうございました。

続きまして、鋤柄委員、お願いします。

○鋤柄委員 はい、鋤柄です。まとめていただきまして、ありがとうございます。

運用見直し結果の1ページ目。派生的・二次的影響の②の3番目のチェック。ここの「ガイドラインの効力に基づきJICA・相手国等の影響力に応じて」という部分が私には理解できませんでした。

回答表のほうでも、何人かの委員がやはり同じ点をご質問されていて、そこへのお答えで「環境影響評価の実施や緩和策の策定に関与できる権限、実務上の働きかけが、JICA、相手国でどの程度かということを勘案して」と書いてありましたが、影響評価の実施ですとか、緩和策の策定に関与する主体というのは、相手国とJICA以外には考えられないので、ここの説明を追加でお願いしたいというのが1点です。

もう一つは同じ箇所ですが、私の当初の理解では、派生的影響、二次的影響、累積的影響は広範囲あるいは長期にわたるので、実施機関やJICAが準備している、また影響調査している段階で想定しているステークホルダーですとか関係機関を、影響の関連範囲が大きく超えるだろうということが考えられます。それに対応する、あるいは、相談していく相手を広げる必要があるだろうと思いました。だとすると、この見直し結果ペーパーのこの3つ目のチェックのあとに、事前資料で言いますと、派生的・二次的影響の部分、いただいた資料の25ページに対応内容のイメージというところがあります。そこの一番下の「上記環境社会配慮調査に加えて、例えば影響評価の対象地域やセクターを拡大した追加的な分析や関係機関との協議を行う」と書かれている、この具体的なJICA側が想定している対策を、これを見直し結果の②の3番目のチェックの下に、例えばこういうことをします、と追加していただいたほうが、よりわかりやすくなるのではないかと、これは提案です。

以上、2点です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

じゃあ、鈴木委員、お願いします。

○鈴木（克）委員 はい、ありがとうございます。鈴木です。

JICAに非常によくまとめていただいたと思っています。

回答表について言うと、5ページの12番のところで、先ほど石田委員からもお話があったように、付帯施設、もしくはそれに類するような表現が、どこかに書き加えられたほうがいいのではないかと、意見を下さしてもらいました。

というのは、不可分一体というと、日本語的には、ベンガルールのダブルデッキなどは、不可分一体であるというように解釈できるのではないかと、思うのですが、これは世銀等の国際金融機関の定義からは外れるので、ここで言ってるのが、基本的にはAssociated Facilitiesであるということが、より明確になると良いのではないかと、思ったところであります。

それから、私の関係では、23ページの63から66にかけて、累積的影響についてのコメントを書かせていただいて、これに対してのJICA側からの回答とについては、こんな感じになるのかなということで、理解をさせていただきました。

それに関連して、今度はワーキンググループ結果案に関連して、少し気になったところについて、

確認をさせていただけたらと思うのです。先ほど鋤柄委員からもご指摘があったガイドラインの効力に基づき、JICA・相手国等の影響力に応じて、とあるところで、このJICA・相手国等の影響力に応じてというのは、なかなかわかりにくいなと思っていたのですが、これについては、JICAのほうから何度も説明をいただいて納得をしたところです。このガイドラインの効力に基づいてというのは、この場合には必要になってくるのだろうか、効力というよりも、あるいはガイドラインのスコップという意味なのかなと思って、そのあたりについて、JICAのお考えを確認をさせていただけたらと思いました。

それから、その次のJICAの運用方針、累積的影響のところ、①の二つ目のチェックのところですが、林委員長からもご指摘がありましたが、これはファクトかなというふうに思って特にコメントは出していなかったのですが、Good Practice Handbookなどを見ると、もう少し幅広くに影響というものが考えられるように書いてあるので、限定列挙にならないような書き方をされたほうが良いのではないかと思います。

その次のポツの、上記の事例も参考にというところです。これはちょっと言葉尻の問題になるのですが、一番最後のところで、一般的に重要であると認識される影響に限り、と、ここだけ限りというような表現をしているのですが、影響についてではなくて、影響に限りと限定的に書かれたことについて、特別な意味があるのかどうか教えていただけたらと思います。

同じく累積的影響の②の一番最後のところですが、特に広域・重大な影響が想定される場合は、合理的な範囲でIFC等が発行しているGood Practice Handbookなどを参考とするということで、など入っているので、私は良いのではないかと思います。IFCのハンドブックは、民間事業を基本的に念頭において作られているものなので、JICAとか政府が、交渉し得る範囲というのが狭くなっているのではないかと思います。必ずしもこのGood Practice Handbookだけが参照すべきものではないということについては、認識を共有させていただければと思います。

そして最後になりますけれども、主要な提言の一番最後のモニタリングの必要性和その限界についての一番最後の部分なのですが、合理的な範囲においてモニタリング計画を見直す時期・条件、追加調査や追加対策等を講じる基準、モニタリングを終了する判断基準をあらかじめ定め、得られた結果を緩和策や事業計画の改善に反映する仕組みを設けるべきであると書かれています。

これは、非常に良い議論ではないかと思いますが、緩和策や事業計画の改善に反映するというのは、どういう仕組みが想定されるのかについて、もしJICAのほうでお考えがあれば教えていただけたらと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、二宮委員ですか。よろしくお願いします。

○二宮副委員長 はい、二宮です。ありがとうございます。

JICAのほうでまとめていただきまして、私も基本的に非常によくまとめていただいていると思いました。

個別の私からのコメントというよりは、全体として、定義がほかの委員の皆さんもご指摘になっていらっしゃるように、4定義がまだ若干曖昧なところがあるなと思ったので、ここを少し文言として詰めるのかなとも思ったんですが、結果としては、運用方針のところに書いていただいているよ

うに、とりあえずFAQの文言はこのままにして、事例を今後も重ねていくというようなことという考え方で、基本的に私はいいと感じました。

で、くわえて今回、不可分一体事業のところで、先ほど資料のところに修正もしていただきましたが、多面的な視点を加えていただいたので、ここももしかしたら、もう少し議論があるかもしれませんが、私はわかりやすくなったかなというふうに感じました。

それと、あとはその具体的な事例、どれが不可分一体事業に当たるか、あるいは派生的・二次的に当たるか、累積的に当たるかということを書き記していくことで、わかりやすく使いやすくなるという、今の段階ではそういう考え方でいいかなというふうに思いました。

あと1点。これは今回具体的にどうすべきというようなことではないのですが、主要な提言のところの三概念の分類と関係の基本軸についてというところの3ポツ目に、個別事業だけでは把握できないことが多いため、スコーピング段階から周辺事業や生態系全体を視野に入れる必要があると。

ここは確かにそうなので、幅広く網羅的にできれば非常に素晴らしいと思うんですが、環境社会配慮のターゲットになっている個別の事業の枠を超えて、どこまで周辺の環境状況をカバーできるか。

スコーピング段階から事業や生態系全体を視野にと言っても、そのさらに前の段階で、JICAの事業が関わらない段階で、経済発展に伴って様々な環境の負荷がかかっているケースがあるというか、恐らくそういう状況の中で、さらなる事業によってどういう影響が起きるかということを経営者の環境社会配慮の中で、しっかり見ていくということでしょうから、これ、提言のところなので、議論のポイントとして、残しておくことは全く異論はありませんが、どこまでできるかな、現実的かなというところは少し感じてしまいました。

私からは以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、長谷川委員ですか。よろしくお願いします。

○長谷川委員 はい、長谷川です。

今日もインターネットが途切れやすくなっておりますので、カメラのほうはちょっと映さないでやらさせていただきます。それから途中でインターネット切れたらご容赦ください。

私のほうのコメント・質問に丁寧に答えていただきまして、ありがとうございました。

いくつかにちょっと補足のコメントなりを付け加えたいと思いますが、53番でしたか。英語で言うところのincremental impactの日本語訳が、追加的としてある場合、それから段階的とされている場合、いくつか使い分けがあったものですから統一されてはどうか、あるいは何か意図があるのかということをお聞きして、今回、追加的に統一しましたよというふうなことで、ありがとうございました。

微細な定義のところですけども、やはり追加と段階的じゃ少し意味合いが違って来る。で、今回のような非常にセンシティブな定義がたくさん必要になっているような話題の場合は、この辺の言葉はもう少し慎重にと思ったものですから、コメントさせてもらいました。

それから、73番からコメントがいくつかありまして、中でも74番。

負の影響はもちろんなんですけども、ポジティブな正の影響はどうかというふうな質問をさせてもらいましたところ、ガイドラインで既に正の影響も含みながら確認してますよ、というふうなお

答えでございました。

もしそうであるならば、ここで今議論しているような累積的とか二次的とか、こういった間接的な影響についても、やはりポジティブなものもしっかりとやっていくのかどうかというあたりを少し議論があってもいいのかなというふうな気はいたしました。

なかなか負の影響は、調査その後の手続でしっかり見てるんですが、正の影響は正だから、それほど詳しくやらなくてもというふうな雰囲気もあったりして、いささか振り返られるところがないと思うんですが、やはり間接的な、今やっているこういった影響についてもそうなのかどうかというあたり、議論があってもいいのかなという気がしました。

それから、次の75番のほうで、いわゆる長期的影響はどんなふうに考えたらいいいのかというふうな質問させてもらいました。

極端な例としては、原子力発電事業をやった時のいわゆるその廃棄後の核のゴミはどうするのかというふうなことを持ち出したんですけども、お答えのほうでは、いろんなところで、世銀も含めて、合理的な判断、個別にやってますよというようなことで、これはこれでよろしいかと思うんですけども、この合理的という言葉が今回いろんな資料を読ませてもらった時に始終出てくる。

そのあたりの懸念というか、気づきが、二つ戻りますけど、73番でやはりコメントさせてもらった部分です。

合理的にこうやるんだ、ああやるんだ、合理的に判断するんだ、合理的な範囲で影響を把握するんだと、合理的がどこ行っても付きまとして、その合理的はなんだというようなことを突き詰めて考えた時にも、またその中にいわゆる含まれた感じで、合理的という言葉がどんどん並んでくるんです。

で、この73番の回答のほうでは、この合理的ということについては、これまではしっかりと議論したことがないというふうなことが書かれております。

今回、そのどこまでの影響を我々はしっかりと見なくちゃいけないんだっていう中で、何が合理的かというあたりの議論もあってもしかるべきかなんていうふうな気がしたもんですから、一言言わせてもらいました。

それで今回、JICAさんが作られた運用見直し案については、私もほとんどというか、全て賛成したいと思います。

ただ、今あったように合理的な云々とか、それから間接的影響について、正のポジティブな影響についてはどう扱うのかとか、この辺がもし我々の提案として、残していく主要な提言になれば、加えて欲しいと思いますけども、その判断というのは、皆さんにお任せしたいと思います。

で、一つだけ質問させてください。1回目の時には、我々が提言した主要な提言の一つ一つのあとに括弧づけで我々が質問した何番のコメント・質問に関係したものですよということで、括弧づけで番号が記載されておったんですけども、これはちゃんとした提言文書を作る時にはなくしてしまうんでしょうけども、最初から今回はそれがいいということには、なんか深い意味があるのかどうか。あるとあったで、このいわゆるコメント・質問が反映された提言だなというのがわかりやすいもんですから、ちょっとそこ気になったもんですから、質問しました。

長谷川から以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

最後の点はあとでJICAのほうから、この資料のまとめ方だと思いますので、ご回答お願いできればと思います。

では次、原嶋委員、お願いします。

○原嶋委員 はい、よろしくお願いします。

既に多く出てますので、だぶらない範囲で3つですか、指摘させていただきます。

いずれもワーキンググループの結果案というところの中でありますけども、一つ目が、表現として予測という言葉と予見という言葉が使われています。あるいは予測可能とか予見可能とかです。これ使い分けが明確になっているのか、拝見していて、ちょっと疑問を感じます。

で、予見可能性という言葉は、いろいろ裁判例なんかでは、かなりテクニカルに使われている場合もありますので、もしあまり深い意味を持って使い分けていないのであれば、予測という言葉で、もしかしたら統一したほうがすっきりするのかもしれないので、その点ご確認ください。それが1点目です。

二つ目がこれまでも何人かの先生から出ていましたけども、波及的・二次的影響と累積的影響です。それぞれ順番にここでは書かれていますけれども、この結果案のペーパーの中で特に気になるのは、2ページ目の(1)の定義の3番目のポツってところで、一般的に重要であると認識される影響です。

ここでは重要性ということが判断基準になっていますけども、ほかのところ、例えば波及的・二次的影響のところの1ページ目の1の定義のところでは、先ほど長谷川委員からも用語の使い方について問題提起ありましたけど、合理的な範囲内の影響という言葉を使っています。

同じように2ページ目の累積的影響のところの2の二つ目の点のところでは、合理的な範囲内で影響ってあるんですけども。

ほか、2ページ目の1の3番目の点のところだけは重要性ということが判断基準になっていて、ほかでは合理性あるいは合理的な範囲っていうふうになっていて、影響が重要だということと、累積性とか、あるいは波及性とか二次性というのがどこで線引きするかということとは、ちょっと整理の仕方が違ってくるので、これJICAのほうの意図が何かあるかもしれないんで、後ほど説明していただきたいんですけど。

一般的に重要であると認識される影響という、ここだけ重要性っていうのは、その何をもって。ただ影響が重要か重要じゃないか。要するに累積的な影響の場合には、先ほど柴田先生からもご指摘があったようですけども、一つ一つが小さくても重なれば大きくなる場合もあるし、いろんな例があるわけですけど、問題はその累積性っていう、その連続性がどこで立ち切るのかということはずごく難しいので、ここだけ重要性っていうのはちょっと理解しにくいというふうに思っています。

もしかしたらなんかこの文章はどっかのドキュメント、何か世界銀行とかどっかの資料から来ているのかもしれませんが、ここだけ一般的に重要であると認識されるという言葉を使うことについては、ちょっと大きな疑問となかなか理解ができないということを感じていますので、見直す必要があるんじゃないかと思っています。これが2点目です。

3点目、ちょっと細かいことですけど、同じように、累積的な影響のIFCの例として、魚類の回遊経路や野生生物の移動経路の阻害ってありますけど、単純にこれだけだと累積的影響ではない。単純な直接的な影響になる場合もあるので、もしかしたら何か条件を省略しているのかもしれませんが

けども、ちょっとこれは誤解を招く例じゃないかと。

もしかしたら何か条件が重なれば、累積的影響になる場合もあると思うんですけど、ただ単に魚の回遊経路や野生生物の移動が阻害されたということは、それだけであれば、直接的な影響で累積的な影響ということの例としては適切ではないんじゃないかというふうに感じています。

一応既に先生方がお話になったこととだぶらない範囲で3点です。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

すみません、私の進行不届きで、皆さんまとめて聞いてしまったんですけど、JICA、あとで対応できますか。あと山岡委員があるんですけど、まとめてやっちゃってもよろしいですか。

○西井 はい、審査部、西井でございます。

とりあえずコメントいただけましたら、回答できる範囲で回答していきたいと思います。

○林委員長 はい、じゃあ山岡委員、お願いします。

○山岡委員 はい、山岡です。おまとめありがとうございます。私からは、4点ほどです。

1点目は、先ほどから出てます付帯施設、Associated Facilitiesという点です。この言葉は世銀もADBもIFCも使ってるんです。

先ほど不可分一体との関係性が言われましたけれども、不可分一体と付帯施設という、そういう言葉だけ見ると、どう関係あるのか、何が違うのか、なんかやっぱり定義見ると違うという印象を受けますので、ここはもうちょっと不可分一体については、もう少し定義を明確にしたほうがいいのかなと思います。

付帯施設、Associated Facilities。先ほどの世銀、ADB、IFCの説明を見ますとわかりやすいんです。ですから違いはあるのはいいと思うんですけども、不可分一体のほうがもう少し定義をはっきりすべきではないかなと思います。それが1点目です。

それを受けて、ベンガルールのメトロ事業が事例として出てるんですが、これについては私も質問の、特に1番、2番で質問させていただきました。この不可分一体事業がいったいどこで判断されるのかっていうのが1番目で、一応回答はいただいてるんです。

2番目はベンガルールのこの事業において、この説明を再度私も読み返しましたが、不可分一体事業と、本当にこれ解釈できるのかという、やはりちょっと疑問があるという点です。

これについては、パワーポイントの11ページを出していただけますでしょうか。

○安元 はい、今投影します。少々お待ちください。

○山岡委員 準備の時に、引き続きちょっと説明させていただきますが、ここでは、計画、構造、機能面という点からご検討されて、いずれの面からでも不可分一体ではないという、こういうご説明になってるわけです。

これを改めて見返したんですけども、ここでの主な議論は代替案を検討する前が主体の話ではないのかなと。一番上の計画面では最初からダブルデッキ高架案っていうのは出てますけれども、もともとこの事業では道路事業とメトロ事業、両方が複合事業であって、JICAが最終的にメトロのほうは円借款を供与して、道路事業についてはインド政府の出資でやるというような、そういう仕分けになったわけです。

代替案検討前では、確かに計画面、構造面、機能面、これ切り分けるということが可能な考えは理

解できるわけです。例えばメトロは地下にして、道路は地上、構造的に関係ないやり方っていうのはできるわけですから。当初の計画案では、これは分離可能だと思います。

ところがこれは最終的にこれもインド政府の意向もあったわけですが、ダブルデッキにしたいということで、それを認めたプロジェクトです。

それによると、これは地上と1階は道路で、2階がメトロということですから、これは構造的には不可分一体、付帯施設という言い方もできると思うんですが、構造的にはこれは一体ですから、ダブルデッキが最適案として採用されたという条件であれば、これはやはり構造的には不可分一体として考えるべきではないかと、改めて考えたわけです。

3点目です。それとも関係するんですが、累積的影響、これはパワーポイントの30ページ出していただけますでしょうか。

当然、特に大気汚染、騒音・振動については、道路、メトロ、両方の影響があるということは考えられます。これもそれぞれによる大気汚染、騒音・振動っていうのは発生するわけです。メトロはメトロ、道路は自動車によると。

この複合的影響はあると思いますが、累積的影響もありますし、モニタリングも可能ですけれども、この3つの要素をこれは分離できるのかどうかというのは非常に疑問なわけです。計測しても切り分けて計測っていうのはかなり難しいので、ここでの複合影響、因果関係がなかなかモニタリングしても難しいのではないかなと思うわけです。

ということで、この事例っていうのは、かなり特殊だと思いますし、複合事業で、今までの経緯を考えると、これを事例で出すと、何人かの方がなかなかこの3つの側面からどう考えたらいいのかっていうのはありましたけれども、ちょっとこの事例としてわかりにくいので、この事例を表に出すのはあまり良くないんじゃないかなと、あるいはもうちょっとうまく整理できれば、こういう事例があってもいいのかなと、そういう疑問を持ちます。

最後です。運用見直し結果のペーパーにつきましては、先ほどからIFCの話が出ておりましたけれども、確かにちょっと累積的な事例が妥当かどうかとか、あとGood Practice Handbookが民間事業主体というようなことございましたので、ここに書くのはいいと思うんですが、やはりここは累積的事例については、JICAの過去の事業でいろいろありますので、できればJICAの事例を参考にするとか、あるいは事例集を作ることを検討するというような、そういう文言のほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、ちょっといろいろコメントがいっぱい出されておりますが、見直しペーパーについて、いろいろ不可分一体事業の定義に関わるものとか、あと計画、機能、構造、多面的な視点のFAQの定義との絡みとか、あとは予測と予見の使い分け、合理的な、重要なとかの使い分けとか。

あとはガイドラインの効力に基づきという派生的影響のところの②の3ポツ目ですけども、ガイドラインの効力に基づきのところは、スコープとして捉えるべきではとか、いくつかありました。

最後にIFCのほうからの事例についての取り扱いとか、JICAの例を加えたらいいのかとかいうような話もありました。

これが主な感じの運用方針のほうのご提案かなと思ってます。

で、主な主要な提言については、合理的な話というのと、結果を緩和策や事業計画の改善に反映するということについて、ちょっとJICAへの質問があったというようなことで、いくつか運用方針の見直しに対するご意見、いろいろありましたので、JICA側のほうから、もし時間が必要であれば、少しブレイクを置いたりとかして、ご回答でもいいんですけども、どうされますか。

○西井 はい、ありがとうございます。JICA審査部、西井でございます。

とりあえず、ざっと個人的に反応させていただける限りは、反応させていただいてから、一旦ブレイクでもよろしいでしょうか。

○林委員長 はい、よろしくお願いします。

○西井 はい、ありがとうございます。委員の皆様、コメントいただきましてありがとうございます。安元さん、もし後ほど補足あれば、フォローいただければと思います。

なかなか論点の絞り込みが難しくて、上から行きたいなと思っているのですが。

小椋委員からいただいた影響の件です。公共事業で周辺の土地の値段が上がるとか、バイパスの影響、ここいろいろと提案いただいた内容、直接影響もあると思いますし、例えば漁民の影響とかは、もしかしたら直接かもしれないなというふうに思ってますし、土地の価格上昇に関しても、これをネガティブインパクトとして、それを補償するという環境社会配慮ガイドラインの考え方に基づいて、どこまで補償するのかっていう範囲は、結局個々の案件毎に判断せざるを得ないのかなというふうに思っておりまして、主要な提言に入れるかどうかっていうのは、またちょっとご検討いただければなというふうに思っております。

重田委員のコメントにつきましても、ありがとうございます。参考とさせていただきます。

石田委員のほうでいただいた概念の整理です。基本的にはFAQの定義に従うのかなというふうには理解しているんですけど、さらに明確化する余地があればというところではございますが、Associated Facilitiesの件に関しまして、いくつかの委員の方からご指摘いただいております。

これ、回答表の中でも書いたとおりなのですが、経緯としては、そもそも最初の2010年ガイドラインを作った時に不可分一体という言葉が出てきてまして、ただその定義として、IFCの定義を後ほどの運用見直しで持ってきたというところですので、概念としては、不可分一体という言葉が先に走って、後づけでIFCの定義が付いてきたというのが実態でございますが、運用としては確かに我々Associated Facilitiesに基づいた考え方に近い対応をしてるかなと思っております。

今ガイドラインの本文にも、不可分一体という言葉が使われてしまっていますし、FAQもそれに基づいて書いているので、その言葉自体を変えてしまうと、そもそもこの定義は何だったっけというのはガイドラインレベルでまた考え直さないといけないので、そこまで踏み込むのはかなり勇気があるなというところではあったんですが、もしかしたらこら辺を何らかしかなAssociated Facilitiesの考えが、必要な付帯施設だという概念をもうちょっと補足的に運用方針なり、あるいは補足的に書き入れていくっていうのは一つの案かもしれないというふうに考えていたところでございます。

皆さんご指摘のとおり、多分定義としては、世銀、ADB、IFCのこのAssociated Facilitiesの考え方のほうが明確ではあるかなというところがありまして、今回運用方針にもその考え方をいくつか取り入れさせていただいたところでございます。

柴田委員のご指摘に関しまして、不可分一体の時にダブルデッキの構造の説明に関して、ベンガル・メトロの時の事例で、3つの構成要素にして判断するというのを書かせていただきまして、

これ、柴田委員が混乱されるのもわかるころではございますが、決してその不可分一体の定義自体に、何か新たな考え方を、相反するものを入れたという意図ではなかったんです。

不可分一体の相互依存という概念自体の定義はそのままなのですが、今回のベンガルール・メトロの構造っていうのは、なかなかそれだけでは判断がしづらいということがありましたので、もし明確に今の不可分一体のガイドライン、FAQの定義に基づいて判断ができないのであれば、例えばその計画、機能、構造というような要素面で、多面的にこの不可分一体の定義に照らしてみたらどうだろうという、ある意味、定義というよりは、その手続とか手法のお話をさせていただいたという次第でございまして、若干些末な話、定義そのものには係らないというところだと理解しております。

先ほど、山岡委員からも、そのダブルデッキの構造として、これ本当に不可分一体だろうかという疑問を提示いただいておりますが、まさしく鈴木克徳委員などからも指摘いただいているように、不可分一体という構造でイメージをしてしまうと、若干イメージがわかりにくくなるのかなと思っておりまして、やはり相互依存をしているかどうかというところを我々は重視して、判断をさせていただきます。

なので、構造としては、計画自体は分離できたとして、実際にやろうと思うと、結局構造としてはダブルデッカーだったんですけど、機能面でじゃあ道路がなかったら鉄道は走れないかということそうではないですし、2階部分が無駄になるっていうことはあるんですが、必ずしもそこは必須要件になってなかったの、その施設自体が構造的に機能しないわけじゃないということで、相互不可分ではないというような判断をさせていただきました。

いずれにせよ、そういう事例もありまして、こういう定義自体を照らし合わせて、どういうふうに判断していくかっていう、ある意味事例として、この2ポツ目を書かせていただいたというところでございます。

なので、不可分一体の機能と変わらないじゃないかというご指摘のとおりで、不可分一体の定義に照らすこと自体は何も変えてないというところでございます。

軽微な影響でも積み上げるところに関しましても、運用方針でご指摘のとおり、入れさせていただいたと思っております。

科学的概念に関しましては、ご指摘のとおりIFCから持ってきたものなのですが、やっぱりちょっと今までもあまりにもルーズすぎたので、何でもかんでもっていうわけじゃないですよという意図で、いろいろと定義をほかのドナーから持ってきたというのが実情でございます。

因果関係ですとか、科学的影響ですとか、ある程度見込めるものでないと、全てをうちの事業で見なきゃいけないっていうのは、やっぱり現実的じゃないですし、そこまでは求められていないのかなと思いますので、その判断基準の一つとして、輸入してみたというところでございますが、単純にコピペただけで中身わかってないじゃないかというご指摘ということと思いますが、ちょっとここは議論していかないといけないかなと、IFCのほうの考え方も勉強していかないといけないのかなとは思っているところでございますが、客観的に感覚論で議論するのはやめようよということで、今言葉を入れさせていただいたというところでございます。

鋤柄委員と、ほかの方からいただいたガイドラインの効力に基づきというところ、これ、我々の意図としては、JICAの影響力が発揮できるかどうか、相手との関係を見て対応していくという趣

旨を表現したかったところなんです、このガイドラインの効力に基づきというのは、ちょっと言葉として、語弊があったなというふうに我々自身も思っていてまして、ガイドラインというよりは、JICAと相手国との影響力、相互関係の中で決まってくる話かなと思ってまして、ガイドラインの効力に基づきという言葉は、場合によっては削除させていただければなというふうに思っているところでございます。

あと、鈴木克徳委員からの不可分一体とAssociated Facilitiesの言葉に関しては、先ほどご報告のとおりでございまして、ガイドラインの効力、あと、累積的、一般的な影響に関しましても、ご指摘ありがとうございます。

一般的に重要と認識される影響に限りのところは、原嶋委員からもご指摘いただいておりますけれど、これ、世銀の定義を直訳で持ってきてしまったところがございます、確かに言葉として限っているのはかなり重いかと思いますし、一般的に重要というところも、その判断基準というのは、非常に難しいかなと思いますので、場合によってはその重大な影響を、実際にどれくらい影響があるかという、先ほど何でもかんでも限りなくってというわけじゃないですというところを表現したかったところがございますので、重要な影響が認識されるものに関しては対応していきますというような記載を検討してみれるといいかなと思っております。

二宮委員のご指摘のスコーピング段階から広範囲でというコメントに関しまして、これ、実は我々もちょっと悩んでいたところがございます。

ご指摘のとおり、事前にできるだけ広く取るというのはいいんですが、それを言ってしまうと、全てをやらなければいけないので、結局は合理的な範囲でという言葉をもた都合よく使っているのですが、合理的な範囲で、やっぱり因果関係ですとか、どうしてもここ見なきゃいけないというところは、スコーピングの中で個々に判断していくしかないのかなというふうに考えておりまして、現実的な落としどころを考えていかなければいけないのかなというふうに考えているところがございます。

あと長谷川委員から今の合理的なという言葉の定義に関してはご指摘いただきました。これはぜひアドバイスいただけるとありがたいなと思っているのですが、明確な定義はないと理解してまして、今までもそこを議論できてなかったところがございます。

合理的という言葉をあえて枕詞にしていますのは、やはり先ほど申し上げたとおりに、一辺倒に杓子定規に決められるところではないというところを考えておりまして、やっぱり個々の案件ごとにできるところとできないところで、先ほど申し上げたとおりに、関係性として、やっぱり因果関係ですとか、何でもかんでも感覚的にやればいいのかというものではないということは、ご理解いただけるかなと思いますので、そこは個々案件の中で判断をしていくしかないのかなというふうに思っております。

ポジティブな影響に関しましても、ご提言ありがとうございます。ちょっと今すぐというわけではないんですが、また検討させていただければいいかなと思っています。

ご質問にいただきました主要な提言の番号に関しまして、これすみません、結論から言うと、今回手違いで入れ忘れてしまったというところがございます、深い意図はございません。

前回、質問をいろいろといただく中で、いろんなコメントがかなり集約されていたので、発言された方のどの質問を拾ってきて、ここに集約したのかってわかるように、番号を便宜的に入れさせ

ていただいた次第です。

今回もちょっとそれできればよかったんですが、ごめんなさい、ちょっと手違いで、それが落ちてしまったというところがございます。なので、この要約はどのコメント、皆さんの質問に基づいて書いたのかっていうところが、相互関係がわかりにくくなってしまっていたんですが、最終的にはいずれにせよ、取らせていただくということで、単純に我々の手続ミスでございます。大変申しわけございません。

原嶋委員からいただいた予測と予見のご提案、ありがとうございます。予見可能というところ、予測という言葉で統一されたほうがいいというご提言、真摯に受け止めたいと思います。そのとおりかと思っております。

一般的に重要というところも、先ほど申し上げたところで、影響の重要性にある程度修正をさせていただければなと思っております。

IFCの定義のところ、先ほど申し上げたとおり、今回いろいろと定義をなんとか、少しでも明確化していきたいなというところで、いろんなドナーのものを輸入してきたというのが実態でございます。これもIFCの言葉をもらってきたところではございます。

ですので、借り物であるゆえに理解が足りないんじゃないかというご指摘は、もう恥ずかしい限りでございます。ちょっとここは勉強させていただいて、どういう意味合いだったのか、もう一度見直しをしてみたいなというふうに思っております。

山岡委員、ご指摘ありがとうございます。Associated Facilitiesに関しては、先ほど申し上げたとおりでございます。ちょっと場合によっては運用方針とか、記載補足をし得るか、ガイドラインを触らずに補足し得るかっていうのは検討できればなというふうに思っております。

ベンガルール・メトロの件も先ほど申し上げたとおりです。

JICAの事例でというところも、ご提言として承ったというところがございます。

もし安元さん、何か補足事項ありましたらいただければと思います。

○安元 西井課長、ありがとうございます。今の時点では大丈夫です。ありがとうございます。

○林委員長 はい、ありがとうございます。

ちょっと確認なんですけども、石田委員のほうから、全体を通してというか、不可分一体だけではなくて、累積的影響までも含めたチェックリスト事例みたいなものについて、どうですかっていう話もあったように思うんですけども、そのあたりと、不可分一体と、派生的・累積的影響、定義のところについて、少し混乱っていうか、わかりにくいというようなこともあったので、その辺ちょっと取り扱い、どういう感じになるんですか。

○西井 はい、JICA審査部の西井です。ありがとうございます。

石田委員のコメント、チェックリストの件なんですけど、一応今のチェックリストの中でも、派生的、累積的、二次的影響は確認する旨チェックリストには入っているかと思いますので、さらにそれを修正するという意図なのかどうかです。

ここは方針というよりは、ご提言をいただいて我々としてもちょっと今すぐにどこまでできるかっていうのは、なかなか申し上げにくいところもございまして、もし提言としていただければ、例えば主要な提言にこれを入れさせていただいて、我々として努力、フォローさせていただくというような位置づけにできればなというふうに思っているところでございます。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

石田委員、そんな感じでよろしいですか。

○石田委員 はい、可能な範囲で検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○林委員長 はい、ありがとうございます。

そしたら一度ここで休憩したほうがいいですか。それとも続けてやってもよければ、あれですけど。

○西井 すみません。もう1時間半近くかかっておりますので、もし可能であれば、ここでトイレ休憩を10分ほど。

○林委員長 じゃあ、10分休憩ということで、3時36分まで休憩ということではよろしいですか。

○西井 はい、JICA審査部です。よろしくお願いいたします。

○林委員長 はい、じゃあ10分間休憩ということで、よろしくお願いします。

3時36分開始ということでお願いします。

15:26 休憩

15:37 再開

○林委員長 皆さん、お戻りになられましたでしょうか。一応37分になりましたので、議論を再開させていただきたいと思います。

今、JICAの西井さんのほうと、少し今の議論の中身を確認させていただいて、さらに確認をさせていただきたいところがあるかと思いますので、それについてまずご意見をいただきつつ、それ以外の部分についてまたご意見いただければと思います。

今ちょっと確認したところ、不可分一体事業のAssociated Facilitiesの件なんですけども、ここの部分について、この運用方針の書類の中での取り扱いということなんですけども、可能性としてFAQとか、またここの運用方針の中で取り扱うとか、なんかちょっといろいろな方法がある中で、石田委員からまずご提案いただいていることについて確認をしたいということが、1点です。

もう一つ、2点目。これも石田委員なんですけども、チェックリストの件なんですけど、JICA側で既にチェックリストが用意されているものがあって、それとの関係についてもう一度確認をさせていただければというところがあります。

3点目としては、長谷川委員のご提案のポジティブな影響、これについて、できれば主な提言で取り扱いができたらいかなということなので、これについてちょっとまた追加的なご意見いただければと思います。

まず、この3点について確認をさせていただきたいので、石田委員と長谷川委員、まずご説明、お願いできますでしょうか。

○石田委員 石田ですけど。主査、どのことから説明すればいいですか。

○林委員長 まず不可分一体のところですか。Associated Facilitiesの具体的にこの文面の中でどう取り扱うのか。

例えば、運用方針の中に入れるのか。例えば、今主な提言に入っているみたいなんですけど、そういう形で良ければいいんですけども、この取り扱いです。どうされるご提案があるかということが、まず一つ目ですけども。

○石田委員 はい、提言のほうに加えていただくことで、いかがでしょうか。

○林委員長 今日、できれば文面もある程度固めたいということではあるので、これでいいでしょうかということも含めてですけども。

ちょっとあとで考えていただいて結構です。

あと2点目も石田委員の。

○石田委員 チェックリストですね。それはかなりクリアでして。

ホームページ、JICAの環境チェックリストをもう1回見てます。

ちょっともたついてごめんなさい。さっき見たんですが、どっかわかんなくなっただけで、一通りと言ったらなんだか失礼ですけども、時々見当たらない、もう少しあればと思うのがあるんです。

○安元 石田委員、すいません。今、チェックリストの1を投影、試しにしております、そこで派生的・二次的影響っていう文言が書かれているところ投影していますけれども、いかがでしょうか。

○石田委員 これって、私が見てるチェックリストと違う。環境チェックリストというやつを私は見てるんですけども、投影していただいているのは、これはそれとは違うものなんですか。

○安元 同じです。環境チェックリストです。こちら。

○石田委員 それですよ。

鉱工業、私見てないのでよくわかりません。私見てるのは、農業・灌漑・畜産です。17番で、水質のところ。水質の汚染は書いてあるけども、灌漑をする時に非常に細かい例だったかもしれませんが、モロッコのガルブ地方で頭首口から取水をすることが下流に影響を与えるという例がありましたけれども、そういった水量みたいなことも、ここで書いてもいいんじゃないかなというふうには思いました。まずそれが1点。

それから次に11番、港湾について、これはひょっとしたら既にコンクリートで固められた岸壁における港湾があると。で、それを改修するっていうようなイメージなのかもしれないなというふうな感じなんです、途上国の場合は港湾建設をするんだったら、砂地だとか、普通、コンクリートや土木の要素がないところでやることも結構あるんじゃないかと思うんです。

そうすると、ここに生態系が入ってないのはどうしてなんだろうなと思ってみたりしたわけです。

ですので、そういったところを、今まで過去2年間ぐらいか3年ぐらいでもいいんですけども、一度チェックしていただいて、必要な事例があれば加えていただけないかなというところ。それが私の意図です。チェックリストに関しては。

○林委員長 はい、わかりました。

そうすると、これはチェックリストそのものを少し事例を含めて見直したいというそういうご提案ということですか。

○石田委員 はい、見直していただくことがいいのでは。これだけ事例がたまっているんで、使えそうな事例は、と思った次第です。

○林委員長 主な提言の中にそういう1文を入れるかどうかと、そういう判断ですか。

2ポツの主要な提言の中にそういうことを、三概念とモニタリングの話の下に、チェックリストの話でも入れて言えるかどうかという、そういうご提案ということですか。

○石田委員 はい、実際に入れるかどうかは検討したあとで話だと思っているので、チェックリストに該当するようなよりわかりやすい事例として入れられるものがあるかどうかをちょっと見ていただければなと思ったんです。

○林委員長 それはちょっと確認ですけども、不可分一体の文脈のところに入れる話なのか、チェックリストそのものの話なのかというと、どちらになりますか。

○石田委員 どちらかと言えば後者です。チェックリストそのものです。

○林委員長 これ、JICAのほうではどうされますか。チェックリストの話って論点に挙がってましたっけ、どこかで。

○西井 JICA審査部の西井でございます。ありがとうございます。

石田委員のご関心は、我々理解しましたところだと、チェックリストではあるんですが、セクターごとに、例えば不可分一体ですとか、派生的・二次的、累積的影響ってどんなものがあるかっていうものをイメージして、それが事業担当者として、それをちゃんと意識しながらチェックできるようにしたらいいんじゃないかっていう問題意識だと理解しました。

なので、例えば農業・灌漑だったら、こんな事例も検討し得るので、あり得るので考えたほうがいいんじゃないかっていう趣旨かと理解しました。

これはチェックリストの建て付けの話でございますが、チェックリスト自体はその案件横断的に必要最低限の項目が抜けないようにチェックをするためのツールでございます。一番上の1ポツの両括弧何番だったかな。一番上の項目の中で、その一般論として不可分一体、波及的・二次的、累積的影響はちゃんとチェックしましたかっていうチェックリストはありますので、一般論としては、もちろん見ると。

その上で、石田委員のご懸念は、多分それをさらに一步深めて、こういうセクターだったらこういうことを考えるだろうっていうのを蓄積しておいたほうがいいんじゃないかっていうことだと思うんです。

○石田委員 おっしゃるとおりです。

○西井 ちょっとここはチェックリストにいろんな事例を入れ出すと、若干きりがないところがありまして。

○石田委員 なるほど。

○西井 水だったら水として基本確認すべきところがあって、ただその参考として、こういう累積的・波及的影響はほかの案件であったよみたいなものは、サンプルとして蓄積しながら共有していくほうがいいのかなと思っております。

なので、いろいろと申し上げましたが、チェックリストに入れるというよりは、事例集として手元蓄積をしていって、コンサルタントとか事業者に共有できるようなものを用意していくということが現実的かなと思っておりまして、もし可能であれば、例えば今回主要な提言に石田委員のご懸念をご指摘をいただいて、それを踏まえて、我々として今後事例の蓄積ですとか、執務参考資料とか考えていくというようなことで、いかがでございましょうか。

○石田委員 はい、ありがとうございます。

私としても、今回の我々に与えられた検討事項というのは、不可分一体やその影響についてのことなんですよ。派生的・二次的影響、累積的影響。それを考えていくと、どうしても具体的に考えたほうがいいだろうというふうに、私はどうしても思ってしまうものですから。

だったら具体的な事例をいくつかチェックリストという道具が同時にあるわけですので、そこで書いておくと、影響を考えるコンサルタントの立場だったり、JICAの職員の方だったり、在外事務

所の人だったりにとって、より役に立つのではないかと想像した次第です。

だから、チェックリストという言葉を使わせていただいた次第です。

基本は事例を重ねるっていう、まさしくおっしゃっていただいた、そこに当たりますので、その点は、その趣旨さえご理解いただければ、チェックリストでも事例集でも、私はどちらかにこだわるといっていいわけではありません。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

そうすると、明確化のところで事例を収集すべきとか、教訓を体系的にと。直接的には入っているというふうに考えていいのかどうか、微妙なところはあるんですけども、この辺を少しもし石田委員のほうでご提案があればと思いますけど。

○石田委員 文案ですか。

○林委員長 この辺の明確化についてで、二つ目のチェックと3つ目のチェックが。

二つ目は、手順の具体事例を元にすべきなんですね、整理すべきではなくて。で、最後は定型的に整理するとかいろいろ書いてあるんですけど、それか別に1個何か挙げる必要があればということなんですけど、いかがですか。

ちょっとご検討いただいて、あとでまた戻って議論をさせていただければと。

そしたら3つ目の長谷川委員のポジティブの部分の取り扱いなんですけども、長谷川委員のほうからすいませんが、もう一度どう取り扱ったらいいかを含めて、ご提案いただけるとありがたいですけども。

○長谷川委員 はい、ありがとうございます。合理性じゃなくてポジティブの話ですよ。

○林委員長 はい、合理的な話というのは、あとでいろいろJICAのほうで。

○長谷川委員 はい、わかりました。

先ほど主査と西井さんのやり取りを少し聞こえてしまったんですけど、西井さんがネガティブじゃないいけないんですけども、ポジティブな話はちょっと後回しにしてはどうかというふうなことを言われてたと思います。

私はそれでもいいかなというふうに思いますけれども、あえて今回、主要な提言として持ち出すのであれば、私が質問・コメントで書かせてもらった74番のところに、回答としてJICAさんがおっしゃってます、現行ガイドラインにおいては、JICAは云々かんぬんで、鍵括弧の前ですか。環境社会影響について確認すると記載のあるとおり、ポジティブな影響についても確認する対象としている、というふうな文面があります。

これを受けて、この左側の私のコメントのところですけども、若干書き直して、例えばの文章ですけども、今回の派生的・二次的影響、それから累積的影響を考える際、同様に、ポジティブな影響をどのように考えるべきかというふうな疑問形なのか、そういった議論が必要ではないかというふうな文章でもいいんですけども。

ポジティブな影響がどこで効いてくるかっていうと、あまり先々最終段階のほうで詳しいポジティブな影響はどうかということよりも、最初の段階、スコーピングの段階、特に代替案検討の時に、マイナス面はこうだけど、プラス面はどうだというふうなところは、非常に代替案選択のうえでは大きな要素になってくると思うんです。

ですから、今私が申し上げたどのように扱われるべきかのあとに、この74番の私のコメントの最後にあるように、とりあえず代替案検討で積極的に評価対象としてはどうかみたいな、いわゆる委員からのコメントがあったというふうな書きぶりで、もし載せていただけるのであれば、そんな感じで文章をまとめていただけたらどうかなというふうに思いますけど。

今のこの件は、この主要な提言の中の3つのポツにはいずれも当てはまらないと思います。別途そのタイトルとしては、こういった間接的影響におけるポジティブな影響の扱いについてみたいな、そういうふうな項目を起こして、作られてもいいのかなというふうに思います。

無理やり入れてくれということじゃなくて、もし適当であればというふうなことです。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございます。こういうご提案がありますけども。

石田委員ですか。どうぞ。

○石田委員 はい、今、私がやらなきゃいけないこととして、その三概念該当後の対応の明確化についてという段落の真ん中のところを見てたんです。不可分一体の事業、派生的、何々影響へ該当した場合と。

で、これちょっと、そこに何か書こうとしててわかんなくなったから教えていただけませんかでしょうか。JICAさんへの質問です。

具体的事例ももに示すべきっていうのは、これは誰が示すんですか。コンサルタントですか。JICAがどこかに示すんですか。主語がないのでちょっと文章、あれ、どこに入れればいいのかと思ったんで、ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○林委員長 はい、JICAから説明お願いできますか。

○西井 はい、審査部の西井でございます。

これは、基本的には事前質問の質問を要約したものでございまして、皆様からいただいたコメントの要約なのです。なので、具体的な事例ももに示すべきっていうのは、恐らく委員より多分JICAとしてこれを示さなきゃいけないということをご指摘いただいているのかなと理解しています。

すみません、安元さん。これ正しいですか。JICAが示すべきだと言ってるということだったかと。

○安元 そうです。はい、おっしゃるとおりで、ここJICAが示すべきという、委員の皆さまからのご趣旨かなと理解しています。

○石田委員 誰に示すんですか。

○安元 実施機関とか、ガイドラインを使うコンサルタント含め、相手国含めということかなというふうに思っておりますけれども。

○石田委員 だったら私がさっき言っていたチェックリストに入れればどうかと、いくつかの先ほど環境チェックリストを見ながら申し上げた取水量のことなんかは、何か新たに私が文章だとか用語とか付け加えなくても、この具体的事例というところに含まれてるように思ってきました。

もしそれであれば、もう私から新たに文章を提案することはないんじゃないかというふうに、今思っています。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、今長谷川委員から文案のご提案いただいているのがありますけども、その他、今まで

の議論で、JICA側からの返答を含めて、少し論点、もう少しほかにかというか、追加的なご指摘があれば、広く受けたいと思いますので。

はい、山岡委員でよろしいですか。

○山岡委員 はい、山岡です。

不可分一体とAssociated Facilitiesの点です。

先ほどは三概念の下に何か補足とかいうような文章、補記してはどうかという点ありましたけれども、その上に、1ポツですか、JICAの不可分一体の事業の定義とほかの国際機関でも用いられている概念や定義との関係を改めて整理すべき、というのがありまして、この国際機関、世銀、ADB、IFC、全てこれはAssociated Facilitiesという言葉を使っておりますので、ここに入れて、用いられているAssociated Facilities（付帯施設）の概念や定義との関係を改めて整理すべきということで、整理できるのではないのでしょうか。

というのと、ここの全体の進め方で、これは提言ということですが、それをもう少し発展させるとなると、上の運用方針ですか、一番上のA)の不可分一体事業の定義っていうのが1番にありますけれども、1ポツで不可分一体事業の考え方を引き続き用いる、に続いて、さらにほかの国際機関が使用している付帯施設の考え方についても検討するとか、そういうのを付け加えたらどうでしょうか。

ここはJICAのお考えのほうの方が優先するのかもしれませんが、流れとしては、ここまで入れるかどうかというのはあるんですけども、今までの議論からすると、こういうことかなと思いますが、私からはとりあえず以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

引き続き、小椋委員、お願いします。

○小椋委員 はい、そのペーパーでいいです。

提言のところの大きな2ポツ目、黒丸のところの三概念の該当箇所の対応の明確化と、その下のモニタリングについてなのですが、JICA事務局にお尋ねですが、不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響云々で、その社会面の影響範囲の設定のところの社会面における影響というところのご認識の中で、事業損失ですとか、開発利益の帰着が、念頭に置かれておられるかどうかの確認をしたく、もしそれが入っているのであれば、私から特に修文の意見はございません。

それとモニタリングも同様です。この二次的影響の中に、開発利益の帰着とか事業損失っていう具体的な影響っていうのが、念頭にございますかという質問です。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

柴田委員、お願いします。

○柴田委員 はい、柴田です。ありがとうございます。

今映していただいているペーパーのこれは2ページ目の累積的影響の定義のところですけども、先ほどもこの①の定義のところに、チェックで1、2、3ってあるんですが、これの最後3つ目のところの、一般的に重要であると認識される影響に限りのところなんですけれども、先ほど休憩中の議論もちょっと伺いながら、ほかの委員の先生からのご指摘も伺いながら、思っていたんですけども、一般的にその累積的影響評価の手法で、まず最初にその評価すべき環境要素をまず特定しましょうみたいな話があって、その時によくVECでValued Environmental Componentsみたいな言い方を

することがあるんです。

そのことを多分ここでは指してる。ほかの機関もそれを意識して、こういった表現使ってるのかなというふうに思うんですが、JICAの累積的影響のFAQに出てくる定義、これIFCの定義を引用してると思うんですけども、見てみると、そもそもJICA事業による直接的な影響を受ける範囲に限ってるわけです、JICAの言う累積的影響っていうのは。

なので、ここでさらに一般的に重要であると認識される影響に限りっていうふうに、なんか二重に限定が入ってくるので、ここは一般的に重要であると認識される影響についてぐらいでいいのではないかなというふうに思いました。

あと少し関連して、長谷川委員からなんかもご指摘がありましたけども、合理的な範囲について、やはりこれから事例積み重ねながら議論していかないといけないって、まさにおっしゃるとおりかなというふうには思うんですけども、この累積的影響について、合理的に認知しうる将来の開発行為っていうのはどの範囲なのかみたいなものについては、結構なんか議論が学会のほうでは進んでいて、恐らくこういう4つの要件があるよね、みたいなのが、今上がってきているので、このあとチャットにも流そうと思うんですけど、例えばその計画が既に承認されているですとか、アセス手続に着手しているですとか、民間事業であれば行政に対して事業申請が提出されているですとか、なんかそういった要件があるので、その辺参考にしながら合理的な範囲っていうのは、ある程度具体化していくこともできるのかなというふうに考えています。

ちょっと関連して、この累積的影響のところの、ちょっと話それちゃうんですけども、二つ目のチェックのところで、IFCの例で①、②、③、④、⑤って挙がっていて、④のところについて確か原嶋委員からご指摘があったかと思うんですけども、ここ魚類等の回遊経路や野生生物の移動経路の阻害って多分確かにおっしゃるとおり、これだけだと累積的影響にならないので、移動経路の累積的な阻害とか、そういうようなのが、①の表現とかに倣って、多分表現が入る必要があるのかなというふうに思っているんですけども、そもそもちょっと私、自然生態系、あんまり詳しくないのであれなんですけど、野生生物の移動経路の中に魚類等の回遊経路って含まれるんじゃないかなというふうに思ったりもするので、ちょっとここの表現は、もう一度ご確認いただけるといいのかなというふうに考えています。

あと最後なんですけれども、この下の主な提言のところの不可分一体のところなんですけれども、ここで先ほどもちょっとご説明いただいて、不可分一体の事業の定義に加え、計画面、機能面、構造面といった多面的な視点でというふうに表現していただいているんですが、先ほどご説明いただいて、本当によくわかりました。

定義に追加してやるっていうことではなくて、この定義を3つの側面から、もう少し深掘りして見ていくって、そういうような意味だというふうなことで、よく理解できました。

だとすると、ここのところの表現なんですけど、不可分一体の定義に加えというよりは、不可分一体の定義について、多面的な視点でっていうような表現のほうがなんかいいのかなというふうに、ご説明を伺っていて思いました。

以上、大きくは2点になります。以上です。ありがとうございます。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

今の、山岡委員、小椋委員、柴田委員のコメント及び質問事項について、JICAさんのほうからコ

メントありますか。

○西井 はい、ありがとうございます。

いろいろとご意見いただきまして、大変参考になります。ありがとうございます。

まずAssociated Facilitiesの件に関しまして、主要な提言だけじゃなくて、もうちょっと昇華させたほうがいいんじゃないかというのはご指摘のとおりだと思います。

これ、いろんなバリエーションがあるんですが、先ほど昼休みにお話したとおり、ガイドラインそのものを改正するわけにはなかなかいかないので、ガイドラインに書いてある不可分一体って言葉自体はもう変わらないと思います。それ前提です。

で、FAQに書くかどうかなんですが、FAQにこの概念を入れてしまうと、今FAQの定義がある中で、Associated Facilitiesの概念も横から入ってくるので、ちょっとFAQが非常にややこしくなるなと思っていますので、一度整理したうえで、次回改定の時に考えられればなと思うのですが、ご提案いただいたとおり、その運用方針の中で、FAQの定義を使いますと、ただ考え方として、Associated Facilitiesの概念も参考に判断しますというような記載ぶりを、FAQの定義に加味してっていうことになるかと思うんですけど、Associated Facilitiesの概念も参考にしながら検討しますというような表現を入れられないかなと、今個人的には考えておりまして、一度これ、メール審議に向けて文案を検討させていただけないかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、小椋委員からいただいた事業損失の件です。社会面での影響というところに、基本的には含まれているという認識でございます。

もちろん何でもかんでもというわけでもないというところで、その因果関係ですとか、合理的な影響がというところで、制限も作っていますが、そこ自体を見ないと言ってるわけではなくて、ただ、個別案件ごとにその中身を判断して緩和策を設置していると。

ただ、ものによってはその影響範囲がさらに超えてしまったり、緩和策で不十分であったりというところもあると思いますので、それは適宜フォローアップで対応しているというところですので、結論から言うと、今のところは含まれてるつもりではあります、というのが一応回答になります。

柴田委員から非常に参考になる情報、いろいろとありがとうございます。

累積的影響のところ、ありがとうございます。一般的に重要であるというところの限りの言葉はご指摘のとおりで、二重縛りになってますので、ここは明らかに見直したいなと思っておりまして、一般的に重要であると認識される影響に関し、もしくは一般的に重要という言葉が、原嶋委員からも意味がわかりづらいということがありましたので、重要な影響とか、重大な影響に関して、影響に関して見るということだと理解してますので、そこは表現ぶりをもう一度見直したいと考えております。

合理的な範囲を定義できるんだというご提案に関してまして、不勉強で申しわけないです。ありがとうございます。ちょっとその情報をいただけるのであれば、それを反映できるか。

今いただきました。ありがとうございます。

事業計画として掲載されている事業であること、スコーピングが開始されている事業であること、行政に対し事業申請が為されている民間の事業であること、予算要求が為されている事業。

これを定義して良いのかどうかというのは、また皆さんのご意見も伺えればありがたいなと思ってらるんですが、これに限定しますというところまで言ってしまっていていかどうかっていうのも難し

いところであるんですが、ある程度参考にさせていただけるのであれば、ちょっと要件として入れ得るか、もしくは柴田委員からの提言としていただいたということで、これを反映できるかどうか検討していくということで承ればありがたいなと思っております。

IFCの定義のところ、大変不勉強と言いますか、翻訳が不十分で申しわけございません。

ここは、魚類の回遊経路のところはIFCの定義のところ、もう一度見直してみたいなと思っております。

不可分一体のところの説明に関しては、ご説明のとおりでございます。ありがとうございます。

以上になります。

○林委員長 はい、ありがとうございました。石田委員からご提案、手が挙がってますね。よろしくお願いします。

○石田委員 はい、ありがとうございます。短くします。

今の魚類の回遊経路の阻害というところですけども、これ、私もIFCの書類をきちんと明確に読み込んだわけじゃないので、何とも言えないんですけども、単純に考えると、累積的影響は複数の既存の、もしくは計画中やこれから予測可能な開発行為が重なって生じる、だから本当にcumulativeですよ、累積的影響。

河川の場合は、恐らく単体のダムではなくて、複数の構造物が影響を重ねる時に累積的影響になるんじゃないんでしょうか。例えば、中国、それから東南アジアを流れるメコン川のような国際河川の場合、流域にいくつもダムをば一って一挙に造ったりすると、それは多分恐らく累積的影響で、ダムが1個だけの場合には、これは派生的・二次的影響ということになるんじゃないんでしょうか。

だから数と時間じゃないかなっていう気がするんですけども、あくまで私の予測に過ぎないので、もし確認できるようだったらお願いします。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

これについて、JICAは何かありますか、コメントは。

○西井 ありがとうございます。

私どもも不勉強なところでございまして、もう一度文書を勉強してみたいと思います。確認してみます。ありがとうございます。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

原嶋委員、よろしくお願いします。

○原嶋委員 すみません。原嶋です。聞こえますか。

○林委員長 はい、聞こえます。

○原嶋委員 いくつか発言させてください。

一つ目はAssociated Facilitiesの話ですけども、恐らくガイドラインを作った段階では、Associated Facilitiesのことを不可分一体の影響とほぼ同じように扱って制定したということが、かなり確率高い形で予測できるんです。

ご承知のとおり、FAQにはもうAssociated Facilitiesの定義を英文で載せて、それを説明していますので、個別の事案では、世銀の場合とJICAの場合で判断が違ってしまいうことも出てくると思いますけど、基本的な考え方としては、大まかにはほぼイコールとして理解しているんじゃないかと

ということが考えられます。

で、JICAのガイドラインの英文では、impacts associated with indivisible projectsっていう言葉になってますし、一方でAssociated Facilitiesと、言葉はちょっと違うんですけど、暗黙の前提としては、同じような意味でこれまで使ってきたということがあるんじゃないかということが一つ言えます。その点が1点です。

2点目が、累積的影響についてなんですけども、累積的影響に限らず、ガイドラインの中では累積的影響、不可分一体の影響、そして二次的・波及的影響のところ、その前提として合理的と考えられる範囲内っていう、条件がもうそもそもガイドラインに書いてあるので、今回また繰り返して、合理的な範囲っていうことは、合理性っていうことも何回も使ってるんで、そういう意味では、見直しというには、ちょっとあんまり深掘りができてないっていう面もあるんですけども、この点についてはなかなかすっきりとした判断基準を示すのは難しいということは、よくわかりますので、長谷川委員もご指摘されてますけども、今後の提言としては、この合理的範囲をどう理解するかということについて、事例の蓄積とともに検討するということを、最後に加えてもいいんじゃないかというふうに考えています。

もう1点、柴田委員からご指摘のあった点で気になったのは、柴田委員がご指摘になった合理的に予見可能な将来事業っていうのは、これはあくまでもどっちかっていうと、行政的な手続の面での合理性の範囲で、もう少しフィジカルな面での合理的な範囲とあって、どう考えているか、もし柴田委員、ご存知であれば、教えていただきたいというふうに思ってますんで、よろしくお願いします。

あと3番目です。個別の文章で、累積的影響の、先ほどちょっと文章直して、一般的に重要な、合理的な範囲で、かつ、またさらに科学的な懸念や影響を受ける地域社会の懸念については、その中でまた重要なものって、繰り返し繰り返し細かな条件を載せていくということなんでしょうけども、ここではもっとすっきりと、科学的な懸念や影響を受ける地域社会の懸念についても考慮して判断するとかって、そういう言葉でも私はいんじゃないかというふうに思っています。ちょっとこれ、柴田委員のご意見もあろうかと思しますので、ご発言いただきたいと思ってますけども、そう考えています。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございます。

柴田委員からご回答いただいたあとに、JICAのほうからご回答お願いできればと思います。

じゃ柴田委員、まず、コメントお願いできますか。

○柴田委員 はい、ありがとうございます。

先ほどちょっとチャットでお送りしたものは、これが定義とか要件ということではなくて、合理的に予見可能な将来の事業をどういうふうに考えたらいいでしょうかみたいなものの議論を学会のワークショップなんかでやってきて、で、恐らくこの4つに該当するものはこの中に入りますよねと。で、これに限るとかそういうような考え方ではなくて、判断の参考として、こういうものを想定してますよ、こういうものが含まれますよというような意味合いですので、この4点がなんか要件になるとか、それに限られるとかいうようなものではありませんというのが、まずあります。

それから、科学的な懸念、今、画面で映していただいているところについても、ご提案いただいた

文章で異存ございません。私も同じような理解をしております。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございます。

JICA側のほうからこの点についてお願いします。

○西井 はい、JICA審査部、西井でございます。ご提案ありがとうございます。

まず一般的に重要であると認識される影響のところ、原嶋委員のご提案のとおり、すっきりさせるところで、個人的には違和感はありません。というのも、我々はもう何度も申し上げてますけれど、できるだけこの範囲をなんとか明確化したいなというところで、トライをした次第でございまして、ここの一般的重要なというのを重ねることに、そんなに意味があるとは思っておりませんので、具体的な科学的な影響、社会影響を考えるということでもいいんじゃないかなと思っております。

合理性の判断は、これ悩ましいところはもうずっと申し上げたところでして、いただいた4条件につきましても、よく理解できました。

ただこれをもって定義するというものではないのかなっていうのは、柴田委員のおっしゃるとおりだと思いますし、今これが定義ですっていうのは、さすがにちょっと議論がかなり難しいなというふうに思ってますし、原嶋委員にご提案いただいたとおり、合理的範囲をどう考えるのか、事例の蓄積等考えていくというところで、主要な提言に落とさせていただけるとありがたいかなと思ってます。

これ、我々はずっと悩んでるところではあるんですけど、なかなか個別の案件ごとに判断せざるを得ないというところは、どうしても残ってしまうのかなと思っております。

Associated Facilitiesに関しまして、ご提案ありがとうございます。原嶋委員のご認識のとおりです。FAQにも書いてありますし、実態としてAssociated Facilitiesだと思います。

で、Associated Facilitiesと同義だということは、読めるんですけども、運用の中でそこがあんまり明示的ではなかったところもあって、いろいろと誤解があるのであれば、運用方針の中で、Associated Facilitiesの考え方を準用する、参照するというような表現を入れても、損はないかなという気はしておりますし、Associated Facilitiesの定義の中で、いろいろと因果関係の話ですとか、直接的っていうところの定義も入ってまして、ある意味、IFCの当時の相互依存というプラスアルファで、少しは明確なところも出ているのかなという理解がしてますので、書いてもいいかなと考えているところです。

もし皆様のほうで意見が、齟齬があるようであれば、教えていただければ幸いです。

あと、すみません。ちょっと話が戻ってしまっていて恐縮なんですけど、ポジティブな影響のところに關しまして、長谷川委員からご提案いただいた話、理解いたしました。

ポジティブ影響に関して検討するというのは、代替案検討でそれを反映させることが可能だという、その意味のところは理解いたしました。

一方で、その波及的・二次的影響のポジティブ影響を、例えば特定した場合は、どのような対応をすべき性質のものなのかというところが、ちょっと不勉強で理解しきれておらず、いやこれはあくまで代替案検討の1要素として考えればよろしいものなのか。

どうしてもネガティブな人間だからというわけじゃないですが、ネガティブ影響を考えるのが環

境社会だという理解がありまして、派生的・二次的影響を抑制するためにいろいろと検討するというものだと理解してましたので、ポジティブ影響というのは何らしか、それはあとでフォローすべきものなのか。代替案検討以外に何らしか取り扱い上、反映させるべきものなのか。むしろ専門家の皆様に教えていただけると大変ありがたいなと思っております。

以上になります。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

今二つ、Associated Facilitiesの話とポジティブな話があったんですけども、山岡委員はこれに関連するものでしょうか。ちょっと別の観点でしょうか。

○山岡委員 はい、山岡です。

Associated Facilitiesに関する意見です。パワーポイントの資料の13ページ出していただけますでしょうか。

ここには世銀の付帯施設、Associated Facilitiesの定義が書いてあります。これやっぱりにここにありますように、aがプロジェクトに直接大きく関連している場合、bがプロジェクトと同時に実施された、あるいは実施される予定の計画の場合、cがプロジェクトが実行可能となるためには必要な場合、そして、とあるわけですがけれども、先ほどのインドのベンガルールのメトロ事業に戻りますと、このa、b、c、全部関わってきます。

ということは、世銀のこの定義、次のADBもほぼ同じこと書いてるんですけども、この定義に従うと、メトロ事業というのは、不可分一体の事業として考えることになるのではないのかなと思うんです。

ただし、今JICAのお考えでは、メトロ事業は不可分一体ではないという解釈なので、ここは矛盾するのではないのかなと思うわけです。

ですから、ここで私はこれを見る限り、Associated FacilitiesとJICAがおっしゃってる不可分一体の考え方は違うというふうに考えられます。ですから、この点はやはり整理したうえで、もう一度不可分一体の定義をしっかりとしたほうがいいのではないのかなと、そういう意見です。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

ということで、Associated Facilitiesの定義とポジティブのところについてちょっとほかの方、何かご意見あればと思いますけども、またそれ以外の意見でもいいんですけども、全体としてほかにもし意見がなければ、ちょっとその二つの部分についてということになりますけども。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 ありがとうございます。

一番最後の提言のところで、先ほど西井さんからちょっとご質問というかコメントがありましたんで、私は特にポジティブ影響について専門家じゃないんですけども、代替案検討の時にこの間接的影響についても、負の影響として、例えば道路を造った時にその周辺部分で大気汚染、騒音が云々かんぬんみたいな話があると同時に、その道路ができることによって、その地域の経済発展が見込まれるとかいうポジティブなこともやはり入れ込んで評価をするっていうことはよくあると思うんですけども、それと同じようにもうちょっとこういった派生的・二次的、累積的ということも、ネガティブなものも考えていこうということであれば、スコーピング段階あたりからポジティブなもの

も、今まで以上にしっかりと比較の軸の中に入れてもいいのかなというふうなことです。

それから、ポジティブな影響のことをやって、その先どう繋がるんだということですけど、はっきり言って代替案検討以外のところで、環境配慮と社会配慮ということをする時には、ポジティブなことをもっとしっかりと突き詰めてということは、また違った案件になってしまうものですから、恐らくそれ以上のポジティブ影響の突き詰めというのは、あまり意味がないのかな、先ほど私、コメントした時もちょっと触れさせてもらったんですけども。

ですから、やはり最初の入り口の段階で何がプラスで何がマイナスか、しっかりと客観的に言ってあげて、代替案を選んでいくということだからこそ、このポジティブな影響というものが生きてくる。

しかもネガティブでは派生的・二次的、累積的ということをやろうと言ってるんですから。じゃあ公平にポジティブもやってみましょうかという、そういった私、位置づけとして考えておったわけですね。

それから、ついでに合理的な云々というところの話が出まして、原嶋委員が言ったように最後の提言として書いていただくと、今後いいかなというふうには私も思います。

それでいろいろと柴田委員の資料なんかも読ませてもらって、合理性というものは、非常に便利な言葉なんですけども、玉虫色でいろいろと捉えどころがあって、どう整理していいかということはあると思います。

もちろん原嶋委員が言ったように積み上げをしていくんだよということは基本姿勢としてあっていいと思うんですけども、例えば今回いろいろと資料をJICAさんが用意してくれて、合理的な範囲で合理的な云々というふうなことを言った時、ちょっと手がかりになるような表現があるわけです。

例えば科学的とか、あるいは予算に見合ったとか、いろいろと手がかりになるようなこれは合理性かということヒントとして、言わんとしているような表現がたくさんあるものですから、それをまとめたただけでも、合理性というのはこうふうに捉えるんだなというふうなヒントみたいなものは、ある程度今回出してもらった資料を少し読み解いていくだけでも整理できるかなと思うんです。

で、それを読んでいて私感じたのは、この合理性の中身としては、物理的の云々ということもありますけども、内的な側面と、それから外的な側面があるかなと。

外的なものっていうのは、外から規制をかけられる予算とか時間とか、人的なものとか、そういった外的な側面、それから今度は内的なものとして、科学的であるか、あるいは重要であるか、緊急性を要するか、みたいな話です。

そういった分け方も今見えてはいると思うんで、今ある中のものを少し整理するだけでも、何が合理性かということ、今後話していくうえでのヒントみたいなものは、ある程度積み上げが可能かなというふうに思いました。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

そうすると、合理的というようなこの言葉について再整理をするという、ここのご提案に賛同ということですか。はい、ありがとうございます。

ちょっといくつか今、意見がちょっと割れているのが、Associated Facilitiesの取り扱いなんですけども、文面として入れるか、それとも入ってるとして取り扱うかということなんですけど、このあ

たりについて、なんかちょっとほかにご意見ありますか。

二宮委員、お願いします。

○二宮副委員長 はい、Associated Facilitiesについてですけど、基本的には先ほど原嶋委員がおっしゃった、最初に不可分一体の言葉をガイドラインに、その言葉が入る時に、その世銀の考え方を参考にして、基本的にはそこで集まって議論された皆さんの頭の中にあっただのは、その同じ考え方だろうというふうに思いますので、そこはそういうイメージでいいと思うんですけど、言葉として、先ほど西井さんがおっしゃった、やっぱ不可分一体という言葉がパチッと出てきて、それがまずありきで、ガイドラインの議論が進んでいったと理解していますので、そうすると、Associated Facilitiesを日本語に直すと、不可分一体にはどうしてもならないので、どうしても違うニュアンスを持った二つの言葉という形になるので、なかなかイコールにはしにくいかなと思います。

ただし、やっぱりそこと全く違う何かを定義し直してここで議論を進めるっていうのは、かなりやっぱり世銀もADBもIFCもそうですけど、基本的には環境社会配慮の考え方はそんなにJICAも大きく変わらないはずなので、その考えで、Associated Facilities、不可分一体は、基本的に親和しているという考え方で進めるのはいいと思います。

なので、基本的には原嶋先生のお考えと私も同じかなと思います。

ただ、今、山岡委員のお話聞いてて、やはり解釈をそれぞれ深めていくと、細かい違いというのは出てくると思いますので、山岡委員がおっしゃったように、定義を、何らかの形で、この見直しの議論の中で整理をもう一度ちゃんとしなさいということを書くのは大事かなと思いました。

それとあとは事例の選択、事例がもう少し皆さんが納得できるクリアな事例を入れていくことで、すっきりしていくかなというようなことがあったので、そのインドの事例をもう少し適切な事例に置き換えることができればいいかなというふうに考えます。

それともう1点、先ほど、長谷川委員のポジティブの議論。私もポジティブのことにも言及したらどうかということを、コメントさせていただいたので、させていただきながらですけども、やはりポジティブなインパクトを評価するとは、まだまだもう少し、開発援助、環境社会配慮の中でもそうですし、例えば民間の赤道原則の中での議論でも、まだ始まったばかりのようなところがあるので、最初のアンケートの中にポジティブインパクトもってという言葉が、恐らくコンサルさんたちの中から出てきたのかもしれませんが、入っていたので、そこもなんだか言及してはどうかという私もコメントさせていただいたのですが、ちょっとまだ先でもいいかなという気が、今の議論を聞いていて、しました。

それと、代替案のところでポジティブっていう時に、基本的には例えばプロジェクトを評価する時などは、ネガティブを避ければ、それはポジティブというか、ポジティブとネガティブ、表裏一体のところがありますので、この段階ではもちろん提言の中に先もって入れておいて、将来の議論に繋げるということは決して悪いことではないので、もしその意見のほうが多数であればそれでいいと思いますが、今ここの見直しで、無理して入れなくてもいいのかなというふうに、言っておきながら、あれですけど、感じてしまいました。

その2点、意見をさせてください。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

そうすると、Associated Facilitiesの件は、これは運用方針なので、運用する側が再度確認するという位置づけもあるので、それ前提としつつ、定義を再確認する的な感じの文脈で、少し残しても、これ、JICAさんのほうの確認という意図だと思うので、いいのかなっていう気は、なんかちょっとしました。

あと、ポジティブについては、将来ということ、今入れなくてもということなんですけど、例えば将来検討することも、とかいうふうな形の表現にしたらどうなんですか。そこまでもいらないということですか。

○二宮副委員長 いやせっかく、今ピンク色で書いてますし、ポジティブ評価っていうのを検討してはっていうコメントは複数の委員から出てたと思いますので、JICAのほうで、特にこれを入れることに大きなあれがなければ、何かこれを入れることで、環境社会配慮が非常に複雑になったり、やりにくくなるということがなければ、これは将来という意味では、それは重要な論点だと思いますので、あったほうがいいと私も思います。

○林委員長 はい、ありがとうございます。

ということで、ちょっと今、二つほど、Associated Facilitiesの話とポジティブ、いくつか意見が出てますけども、JICAさんのほうで、この資料の運用方針の見直しという観点で何かコメントありますか。

○西井 はい、JICA審査部、西井でございます。ご議論いただきましてありがとうございます。

Associated Facilitiesに関しましては、ご理解のとおり、今二宮委員にまとめていただいたとおりかなと思います。

今ここでAssociated Facilitiesの考え方が同じだ云々というところまで踏み込むよりは、定義を再確認するというところでとどめたいと。この前提としては、基本的には同じものだと認識してるけれど、ちょっと解釈面もあるので、もう一度、定義をきちんと整理しましょうということだと、理解しました。

これ、運用方針でも今のところいいのかなというふうに思っておりますが、今掲げさせていただいたもので検討できればと思っております。

あと、ポジティブに関しましても、背景状況、ありがとうございます。大変勉強になりました。将来的な論点であるということだと思えますし、皆さんからいただいたコメントでもありますので、将来検討課題として、主要な提言に入れていただくのはありかなというふうに思っております。

結論、今の方針でいければと、今の時点で考えております。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

そうすると、ちょっと私のメモの中では、だいたい主な論点として、JICAさんが修正すると言われたもの以外のものなんですけども、だいたい議論できたかなと思いつつ、ちょっとその他、私のほうで忘れてるものとか何かほかにもご意見あれば、お伺いしたいんですけども、何かどなたかありますでしょうか。

○重田委員 重田ですけれど、よろしいですか。

3ページ目のグループ結果のモニタリングの必要とその限界についてっていうところで、限界っていうことなんですけども。

我々が途上国モニタリング側の結果を見ると、非公開がほとんど、多いうってそういう限界の

ことがここに当てはまるかどうか、あれなんですけれども。

ここに得られた結果を緩和した事業計画の改善に仕組みを設けるべきであるっていう。ここだけでいいのか。できるだけその限界を回避するとか、もしくは、途上国側にモニタリングの結果を公開するとか、そういう一言をここに入れるっていうことは難しいでしょうか。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

この点についてJICAのほうですか。何かコメントありますか。

○西井 はい、ありがとうございます。

3ポツ目ですか。仕組みを設けるべきである。ちょっとこのモニタリングの限界というところにしましては、そもそも、その影響の性質上、影響の発生有無ですとか、時期とか程度が予測できないものなので、構造上どうしても限界があるということを踏まえて、かつ、関係性、例えばその主体が違う事業が多く含まれるわけですので、JICAのカウンターパート機関でないところと、どういう関係でどれぐらいの影響力があるかっていうような関係性もある中の制約があるということを前提に議論させていただいております。

なので、これは仕組みを設けるべきであるというご意見をいただきつつ、ちょっと我々としても、その全てをできるわけではないというような回答をさせていただいているというのが、全体の構図かと理解しております。

なので、さらにその中身を強固にということも、申し上げたような限界の中で、現実的にできるところの落としどころを探るしかないのかなという意味で、文言をあんまり追加はしても、結局対応できないかなということかと理解しております。

回答になっておりますでしょうか。

○重田委員 そうですね。非公開っていうのは、我々もできるだけ、やっぱり残念に思いますんで、そこは途上国の需要、JICAさんとしてはいろいろと努力されてるんですけども、何かもう一歩進められないかなっていうことで、ちょっと今申し上げたんですけども。

○西井 重田委員、ちなみにですが、結局モニタリングをどこまでやるかというのは個々のケースで判断させていただいて、EMoPなりに反映させていただきますので、重大な影響で直接的な因果関係があって、重大な影響が想定されるような場合は、もちろんそれをモニタリングしますし、モニタリングする以上は結果報告しますし、報告しなきゃいけないと。

ただ、どうしても関係機関との間で自分のカウンターパートじゃないので、直接というのは難しいとしても、重大であれば、それを相手国政府に申し入れて、できるだけ公開すると。なので、モニタリングするものと決めたものに関しては、もちろん公開をする、必要なモニタリング対応していくということの考え方は変わらないと思うんです。

ただ、対象がどうしても、ものによってはできないものもいっぱいありますので、これはどちらかというとモニタリング対象の限度の話を申し上げておまして、プロセスとして何かこう、矮小化するとかいうことをするつもりはないと、限度があるんですけど、その中でできる限りをやるということは、変わらないかなというつもりではおります。

すみません。説明になっているかどうかかわからないですが。

○重田委員 はい、わかりました。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

じゃあ鈴木委員、お願いします。

○鈴木（克）委員 はい、ありがとうございます。鈴木です。

私も重田委員と同じところで、ちょっと気になっていて、当初の発言の時にも、この部分について、改善に反映する仕組みを設けるべきとあるけれども、一体どんなことが可能なのかについて、JICAの考え方を教えてもらえたらという話をさせていただきました。

ただ、その前に、合理的な範囲においてモニタリング計画を見直す時期、条件、追加調査や追加対策を講じる基準、モニタリングを終了する判断基準をあらかじめ定めとあるんですけれども、実際問題として、これ、ケースバイケースですごく異なっているのではないかと認識をしていて、一定の基準とかを作れるものだろうか疑問に思っています。ここについても、やはり事例を積み重ねて、それを後々参考としてやっていくというようなアプローチが必要なのではないかというのが気になっている点で、JICAのご意見を聞かせてもらえたらと思います。

もう一つは、今、重田委員がおっしゃったのと同じことなんですけれども、改善に反映する仕組みを設けるべきと考えます。もっと強い表現になれば一番好ましいと思うのですが、なかなか難しい状況の中で、実際問題として、モニタリングでいろいろな問題が生ずるということが、今の、例えば2年後とか、そういったところまでのモニタリングではなかなか判明しない、問題点というのが見えてこないような状況の中で、では一体どの時点でどうモニタリング結果を反映するのか、果たしてその時点で、緩和策とか、事業計画の改善を図ることができるのかといったことについて、JICAとしてどこまでできそうかについてのJICAのお考えを教えていただけたらと思います。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

JICAのほうから、コメントお願いできますでしょうか。

○西井 はい、鈴木克徳委員、ありがとうございます。

ここはご指摘のとおり限界があるというのが、第一印象でございます。

派生的・二次的、累積的影響、結局、時期、いつ発生するか、将来的に予想はするにせよ、実際十分に予測しきれないところはありますし、案件のそのモニタリング、通常案件終了後何年かぐらいまでJICAとしてもフォローしますが、その先の影響まですべからくモニタリングできるかと言われると、正直現実的に無理があるというのが実態かなと思います。

そこで、できるところというのは、先ほどから申し上げているとおり、計画の段階でモニタリング計画を作るに当たって、できるだけ予測をして、その影響度合いに応じて必要なモニタリング計画を作っていくということだと思います。

その中でモニタリング計画の中で影響を想定されてモニタリングする項目として計上されたものであれば、もう直接影響と同じようにその影響をモニタリングしますし、影響で問題が生じれば、直接その実施機関なり、あるいはその実施機関を通じて、その関係機関に申し入れを行っていくということ是可以するんだと思うんですけれども、それもやっぱり限界が、モニタリング期間に関しては、どうしても限界があると思います。

なので、申し上げた、ここに書いてあるその改善に反映する仕組みというのは、統一的な基準はやはり難しいんじゃないかなというところでございますし、結局そこはもう最初の計画の段階で、

合理的な範囲で計画した段階で、その影響度合いというのは、ある程度既定路線になってしまうんじゃないかなというふうに思っております。

案件をやって、JICAの支援が終わって10年後に発生した波及影響に関しては責任取らないのかと言われると、それはそれで難しい議論だなという気がするんですけど。その時点で、本当に公にわかる影響があるのであれば、それはどちらかというと環境社会影響という範疇を超えて、JICAの組織として相手国政府に申し入れなければいけないことは申し入れていくということだとは理解しておりますが、モニタリングの仕組みの中でできることには限りがあるのかなという印象であります。

すみません。ごちゃごちゃと申し上げてしまいましたが、今の実感としては、そんなところでございますが、もしほかのドナーとかで、そこら辺の対応の仕方とかがあるのであれば、ぜひ教えていただくと大変ありがたいなと思っております。

○鈴木（克）委員 よろしいでしょうか。

○林委員長 はい、どうぞ。

○鈴木（克）委員 はい、基準とかモニタリングを終了する判断基準をあらかじめ定め、というのは少し書きすぎだろうと思っていて、実際問題として事例を積み重ねていくことかなと思います。

そして、得られた結果を緩和策や事業計画の改善に反映する仕組みは、ぜひ作ってほしいと思うのですが、すぐに作るというのは実は難しいのではないかなと思っていて、仕組みを設けるべく検討するとかいった形で、とりあえずは書いたほうが良いのではないかなと思っています。

以前から私のほうで提案しているように、いわゆる今JICAが規定しているモニタリングとは別に、事後評価みたいな形で、例えば10年後ぐらいに道路事業がいったいどれだけの影響があるかみたいなことをスポット的に、全事業についてやるのはなくて、ある特定の問題を生じそうなものについて検討するみたいな仕組みができれば、その時にその結果を反映するみたいなことができるかもしれないと思っています。世銀がそういうことをやり始めていましたので、ぜひそういうことを検討していただければと思うのです。今時点でそれだけのことをやりますとか言っていたことはちょっと難しいだろうと思うので、そういった仕組みについて検討するぐらいの形にしておかれるのが、残念ですけども現実的ではないかなと思っています。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

今、一応修文をしていただいているので、事例の話を加えつつ、少し表現を柔らかくしながら検討すると、なんかそういうふうに修文していただいているので、こんな感じなんですかね。

○鈴木（克）委員 はい、とりあえずこんな形で結構ではないかと私は思います。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、ほかに特に何か最後にコメント等あればお願いしたいんですけど。

じゃあ山岡委員。

○山岡委員 はい、山岡です。

今までの議論とは、関係ないんですけども、進め方において、2回しかやってないんですが、あいうえお順でやられてますけれども、コメントは後半のほうになると、どうしても重なってくるケースが多いので、今後進め方でちょっと順番を変えるとか、逆順にするとかいうことも検討していた

できればありがたいと思います。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

次回は源氏田副委員長でしたっけ。

○西井 源氏田副委員長になります。

○林委員長 源氏田副委員長、今日ご出席じゃないので、一言それは言っといっていたけるといいかもしれないですね。

○西井 はい、承知しました。

○林委員長 ほかにも最後にというか、もし何かあればですが。

長谷川委員。

○長谷川委員 すみません、終わりに。先ほど直していただいた見直し案の最終版、ちょっとざっとでいいですから、最初からずっと見せていただくとありがたいんですが、すみません。

○林委員長 あとここにはちょっと文面じゃなくて単語的な修正が、JICAが修正すると言っていたているものが、まだ全部が入ってるわけではないと思うんですけど、入ってるのかな。

予測とか効力に基づきってというのは、これは確か効力を外すんじゃないかなかったですっけ。

○西井 すみません、今のところは、ガイドラインの効力を切るか、ガイドラインのスコープに基づき、どちらかですか。

○林委員長 ちょっと細かい文面的なところは、若干まだ入ってないところもあるのかもしれないんですけど。

こんな感じですか。

あと、ちょっと細かいところは再度JICAさんのほうで、若干確認していただくようなところもあるかと思うので、大まかなポイントはこんな形になってると思いますが、よろしいでしょうか。

はい、原嶋委員、お願いできますでしょうか。

○原嶋委員 すみません。さっきの累積的影響のところ、画面に出してください。

そこですけど、影響を受ける地域社会からの懸念を考慮して、評価を実施する、じゃないですか。からの懸念を残して、科学的な懸念と地域社会の懸念を考慮して影響を評価する。ちょっと細かい表現はあれですけど、考慮して影響を評価する、そのような感じで。

柴田先生、どうですか。

○柴田委員 はい、異存ございません。ありがとうございます。

○林委員長 はい、ありがとうございます。

特にほかに気がついたところ、皆さんありますでしょうか。

一応スケジュール的には、この後JICAさんのほうで再度少し見ていただいて、今回の議論を踏まえた最終版を提示していただいて、それに対して、最終的な確認をするという手続になると思いますけども、JICAさんのほうで、手続のスケジュールですか。ちょっと確認させていただけるとありがたいですけども。

○西井 はい、ありがとうございます。審査部、西井でございます。

今後のスケジュールに関しまして、今日の結果に関しましては、10月5日第183回全体会合でご報告ができればなというふうに考えております。林主査におかれては、ご報告をいただきますよう、

何卒お願いします。

それに向けて作業ですが、9月4日金曜日中に、今の運用面の見直し結果の修文案と、更新版事前配布資料、ちょっといくつか修文があったと思いますので反映したものと、回答表を改めて皆様のほうにお送りさせていただきますので、確認をいただければと思います。

9月11日中までに、修正提案を皆様から主査宛にいただければと思ってます。

その結果取りまとめいただいたうえで、運用面の見直し結果をJICAに共有いただければと思います。

9月16日、JICAより修正案、または回答を提示させていただいて、ワーキンググループご担当委員による確認及び主査による取りまとめが9月24日までに最終決着をつけたというふうに考えております。

25日金曜日に全員に送付をさせていただくということを目標にさせていただいてます。

繰り返しですが、10月5日の全体会合で、それを報告セットということで進めさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

ということで、9月4日にJICAのほうから修文案がこの3点の資料送付いただけるということで、この3つが公開されるということ、あと議事録が公開されるということですか。

○西井 はい、審査部、西井です。ご理解のとおりです。

これ以外に逐語録が出てくることになります。

○林委員長 はい、わかりました。

ということで、公開される資料としては、これ以外に逐語録が出るということで、9月4日にこの資料が確定されるための議論が、最終案についてメールで送付されてくると、そういうことになります。

ということで、もう時間になりましたんですが、最後に何か言い忘れていることがあれば、どなたかご意見お願いできますでしょうか。

○鈴木（克）委員 すみません、一つ確認をさせてもらえたらと思うのですが、9月11日は主査からJICAに修正意見を提出するということに書かれていたように思うのですが、そうすると、私どもが、9月4日にJICAの修文案をいただいて主査に対して提出する意見は11日の前に出さなければいけないと、そういう理解でよろしいですね。ちょっとそこを確認させてください。

○西井 審査部、西井でございます。すみません、言葉足らずで恐縮です。

ご理解のとおりでございます、4日にお送りしましたら、11日までに主査に皆さまのコメントをお集めいただくと大変ありがたいです。それを取りまとめた委員としての修文案を私どもにいただきましたら、確認をさせていただく。それを提出いただくのが、11日を目標にさせていただきたいという趣旨でございます。

○林委員長 これ私も確認ですけども、コメント自体は全員返信メールで送るってことだったと思うんですけども、その中から主査が全体の意見を集約して修文したものを11日に出すと、そういうことでよろしいですか。

○西井 はい、大変お手数ではあるんですが、そうさせていただけるとありがたいと思っております。一つのファイル、皆さんで作業できればよかったんですけど、ちょっとテクニカルにそれが

なかなか難しくて、大変恐縮ですが、一度主査に集めていただけるとありがたいと思っております。
○林委員長 でもその時、普段の助言だと全部みなさんに行くじゃないですか。それでやるんですよね。それはやらないんですって。

○西井 はい、皆さん向けの、我々も含まれておりますが、メーリングリストの中で、コメントを出していただければ幸いです。

○林委員長 はい、わかりました。

ということで、普段と同じように、メールで返信して、皆さんに全員返信していただいて、最後に主査のほうでそれを集約したものを最終案としてJICAに出すとそういう形になります。

ということで、少し長丁場になりましたけども、今日の議論を終わりにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

次のアクションは9月4日ということでございますので、その時またよろしくお願いします。

じゃあよろしいですか。長い時間どうもありがとうございました。

今回のワーキングは終了したいと思います。ありがとうございます。

○西井 林主査、どうもありがとうございました。皆様、ありがとうございました。

閉会 17:02